

## 平成17年12月9日(金曜日)第4回定例会

## 出席議員(21名)

1番	新宮征一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	高橋秀治	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	内藤明	議員	18番	那須稔	議員
19番	佐竹敬一	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	伊藤忠男	議員			

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
	行財政改革		
菅野英行	推進課長	秋場元	財政課長
三瓶正博	税務課長	真木憲一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
			花・緑・せせらぎ
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	鈴木英雄	会計課長
荒川貴久	水道事業所長	兼子良一	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	布施崇一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	鈴木一徳	事務局長
			監査委員長
安孫子雅美	監査委員	宇野健雄	事務局長
	農業委員会		
清野健	事務局長		

## 事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

議事日程第4号

平成17年12月9日(金)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

## 一般質問通告書

平成17年12月9日(金)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
14	指定管理者制度について	制度上の課題と運用について	16番 川越孝男	市長
15	最上川緑地公園整備について	現状と課題について		市長
16	土地利用計画の見直しを含む住宅政策について	均衡ある発展を図る立場からの宅地計画(仮称高松団地)について		市長
17	三位一体改革の実像と地方自治体のあるべき対応について	国の財政危機の原因について 地方自治体の財政危機の原因について 「寒河江市行財政改革大綱」と行財政改革のあり方について	20番 遠藤聖作	市長
18	市民生活にかかわるいくつかの問題について	生活保護行政について 育児休業明け幼児の受け入れ体制の整備について		市長
19	福祉行政について	心臓突然死を防ぐために、自動体外式除細動器の設置について 高次脳機能障害者に対する支援について	18番 那須稔	市長
20	カラーバリアフリーについて	市のホームページや発刊物などの色に配慮した取り組みについて 学校における色覚検査の廃止後の取り組みについて カラーバリアフリーに配慮した教科書の普及について		市長 教育委員長
21	山形県市町村職員互助会について	互助会における給付内容について	14番 佐藤良一	市長

再　　　　　開　　　　午前9時30分

新宮征一議長　おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一 般 質 問

新宮征一議長 日程第1、12月7日に引き続き一般質問を行います。

## 川越孝男議員の質問

新宮征一議長 通告番号14番、15番、16番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 おはようございます。

私は、通告している課題について、市民の方々から寄せられた意見を踏まえ、私の考えや提言も含め質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を期待するものであります。

通告番号14、指定管理者制度について、制度上の課題と運用について伺います。

行財政改革の一環として効率的な行政運営を図るとして、民間への委託を積極的に進めるとされています。

私は、民間との協働は大いに進めるべきであり、民間への委託についても否定するものではありません。

しかし、民間企業の本来の活動は利潤の追求であり、慈善事業などではありません。言い換えれば、もうかるものはやるが、もうからないものや損をするものはやらないし、撤退するというのは当然のことです。このことからして、行政分野になじむものとなじまないものがあると思っております。

したがって、私は、初めに民営化ありきでなく、各事業ごとに住民にとっても市にとっても、互いにメリットのある内容でなければならないと思っています。安かろう悪かろうではならないわけで、最近起こった事故や事件から教訓にすべき大切なことがあると思えます。

その一つは、JR福知山線脱線転覆事故の教訓を生かすことであります。

事故の背景には、同路線がドル箱路線であることから、現場の声が軽視される中で収益優先の超過密ダイヤがつくられていたことです。現場の実態を一番知っている運転士は、安全性に不安を抱きつつも、日勤教育などで進言できない職場状況がつくられておったと言われております。事故後、この実態が明らかになり、直ちにダイヤ改正がなされました。107名のとうとい犠牲と500名を超える負傷者を出した大惨事の教訓は、利用者と直接かかわる現場の実態を知っている人たちの声を踏まえた改革をしなければならないということだと思っております。

二つには、耐震強度偽造事件であります。

事件の真相は今後、解明されることになるとは思いますが、今回の事件は、言うまでもなく、行政のチェック機能を安上がりのために民間に委託した中で発生した事件であります。

その結果、住民は大変な不安と混乱、行政不信、それに膨大な財政的損失は避けられない状況にあります。

このことから、行政の権限や責任が果たし得ない、また、あいまいになるような委託は、国民生活に不安と混乱を招くということ認識すべきであるということでもあります。

今議会に、議第73号から議第83号までの11議案によって、23施設の指定管理者の指定について提案されています。

これまでの公の施設の管理委託者は、それぞれの施設の設置条例によって定められており、管理費は前年度実績をもとに予算化され、毎年契約していましたが、指定管理者制度では公募が原則となるが、入札の対象ではなく、管理費は、目的に沿った施設の有効活用策、独自アイデアによる施設の有効活用策、類似施設の管理実績、管理経費の縮減方策など、12項目の中の一つとなっており、12項目の点数評価で最も高い点数を得た団体が指定管理者候補となります。入札であれば、管理費が一番安いところに決まるわけですが、指定管理者制度では、そうとは限らないわけでもあります。したがって、総合的な評価に当たっては、公正の確保が重要となります。

また、期間は原則5年であり、制度導入当初は3カ年となっておりますが、管理費の額は毎年契約することになっているのであります。

そこで、4点について伺います。

第1は、透明性、公正さを確保する立場から伺います。

一つは、原則公募となっているが、公募しないものがあることが2日の総括質疑で明らかになりました。今回、公募しなかった施設と、その理由を示していただきたいと思います。

公募しないことができる基準を定めるべきだと思いますが、このことについての市長の見解をお伺いいたします。

二つには、点数制の採点基準、内規の公開をすべきと思います。2日の本会議では、委員長や議長の要請があれば議会に提出するとのことで、既にいただいております。これは議会に限らず公開すべきだと思いますが、改めて見解をお伺いをいたします。

三つには、計画書を含め、選定結果を公表すべきと思いますが、これについても御見解をお伺いをいたします。

四つ目には、制度上、兼業禁止がなされていないというふうに思いますが、このことに対する御見解をお聞かせをいただきたいと思います。

次に、大きい二つ目ではありますが、協定金額は毎年度締結となり、金額にかかわる事業計画を市の担当者と指定管理者が協議し、予算編成まで確定することになっていることから、従来よりも増して、職員と団体との関係のありようが危惧されますが、その対応はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

三つには、行財政改革大綱に平成19年度から保育所への指定管理者制度の導入が示されています。

そこで、4点伺います。

一つは、現場段階からの話し合いがなされているのか、下からの積み上げがなされているのかということであります。

二つには、業務委託でなく、指定管理者制度となった場合、献立を含む給食や調理師などはどのようにするのか伺います。

三つには、指定管理者の受け皿をどのように考えているのか伺います。

4点目としては、19年度導入にこだわらず、保護者や現場の職員とも十分協議をし、慎重に検討すべきというふうに思いますが、これに対する市長の見解も伺いたいと思います。

四つには、市民浴場は黒字経営が見込まれる施設であり、利用料金制度をとるのかなどを含め、利用者や市財政運営の立場から、どのような方法が最良であるかを判断するために、さまざまなケースで試算し、それに基づき、事前に市民代表である市議会などの意見を聞き、その上で委託の基本となる事項を決定してから公募するように進めるべきと思いますが、御見解をお伺いいたします。

次に、通告番号15、最上川緑地公園整備について伺います。

一昨日の佐藤議員の質問にもありましたので、できるだけ重複を避けて質問したいと思います。

市民の方々から次のような声が寄せられました。「緑地公園整備に入る以前は、南部の各地区対抗のソフトボール大会や運動会などを河川敷でやっていたが、今は小学校のグラウンドでやらなければならなくなった」、「多目的水面広場よりグラウンドや芝生広場が早く使えるようにならないのか」、「これまでの説明だと完成は平成12年度と聞いているが、財政難でおくれることはないのか」、「完成後の維持管理費はどれくらいかかるのか」、「財政難で費用対効果の評価は避けられない課題になっているのではないのか」、「カヌー大会の開催は、年間何回ぐらい予想しているのか」、「多目的水面広場を半分にして、グラウンドや芝生広場の整備を早くできないのか」などでありました。

そこで、3点について伺います。

一つは、一昨日の答弁では、完成のめどは計画どおり平成21年度で、グラウンドや芝生広場の工事は21年度とのことですが、グラウンドや芝生広場と多目的水面広場の整備を並行して進めることができないのか伺います。

二つには、カヌー大会の開催は年間何回ぐらいを想定しているのか。また、維持管理費は幾ら必要と考えてい

るのかお伺いをいたします。

三つ目には、多目的水面広場を半分に計画変更した場合、制度上、補助金が打ち切られることになるのか。また、途中で計画の変更というのは、制度上認められないものなのか。

もし、補助金が打ち切られることがなく変更も可能であるならば、多目的水面広場を半分に、経費の節減と住民の要望が強い、グラウンドや芝生広場の早期完成を目指した計画への変更を検討する考えについて、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号16、市全体の均衡ある発展を図る立場から、土地利用計画の見直しを含む住宅政策について伺います。

本市の世帯数及び人口の推移を、10年前の平成7年3月末を100として本年3月末日で比較しますと、世帯数は15.6%、1,708世帯増加し1万2,611世帯で、人口は2.2%、967人ふえて4万4,170人となっています。

しかし、これを地域別に見ますと、世帯数では、白岩地区が4.2%、37世帯減少しており、増加したと言っても、高松は1%の8世帯、醍醐が3%の11世帯という状況であります。

人口では、増加している地区は柴橋の7.8%、413人、次が南部を含む寒河江地区が6.5%、1,462人と、西根1.5%、71人となっていますが、減少しているのが白岩、マイナスの13.3%、497人、醍醐、マイナスの12.7%、20人、高松がマイナス7.3%、279人、三泉がマイナス2.6%で49人、それぞれ減少しています。西部地区の減少が顕著になっており、今後、さらにこの傾向は進むものと思われま

そこで、本市の均衡ある発展を図る立場から、工業団地の西側、国道287号とJR左沢線の間を仮称高松団地として開発整備すべきと思うのであります。

その理由としては、市全体の均衡ある発展のための対策はもちろんであります。

二つには、先人の努力で開設されている公共交通機関としての鉄道と、その駅所を活用したまちづくりをすべきだと思うのであります。それは通勤・通学、そして温暖化対策などの視点からも重要だと思います。

三つには、国営かん排事業も終了することになりますし、第5次振興計画の策定時期であり、これに位置づける絶好の機会だと思います。

この場所は、農振農用地であることから、農地所有者や農業委員会などとの十分な連携の中で進めなければなりません。その見直しを含め、仮称高松団地について市長の御所見をお伺いし、重ねて前向きな答弁を期待をいたしまして、第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

指定管理者制度の課題と運用についてでございますが、3点ほどございました。

平成18年度4月から指定管理者制度を導入する施設で、指定管理者候補を公募しなかったのは、現在、管理委託をしているさくらんぼ会館、トルコ館、それから寒河江市市民プールなど七つの体育施設でございます。

公募を行うか否かにつきましては、庁内の指定管理者候補選定委員会で審議させたところでありますが、さくらんぼ会館については、この施設はさくらんぼを中心とした本市のPRや農産加工品の研究・製造・販売を行う施設で、国の助成を受けており、補助要綱により、市または農業団体が運営する施設とされており、公募になじまないとしたものであります。

トルコ館につきましては、トルコの文化をトルコ人から直接紹介してもらい、本市の姉妹都市であるギレスン市との友好親善を深めるための施設であり、現在、トルコ館でトルコ人による展示物の提供と紹介や、トルコの物品の販売を行っている法人を指定しようとしたものであります。

体育施設の7施設につきましては、現在、市が100%出資している財団法人寒河江市体育振興公社を管理委託者にしてありますが、公社の設置目的を踏まえ、今後の公社のあり方を検討する必要があり、今回は公募をしないこととしたところであります。

次に、公募しない場合の基準についての質問ですが、本市においては、指定管理者制度の導入に当たり原則公募としており、特別な事情がない限り公募を行うこととしております。施設の持つ事情は、設置目的や施設の置かれている状況などにより異なるものであり、あらかじめ公募しない基準を設けることは、公募しない施設を想定することにもなり、原則公募を適用する本市としては、公募を行わない基準を策定する考えはないところであります。

次に、事業計画書を評価する際に用いた評価基準と、選定結果の公表についてでございますが、このことについては指定管理者が決定した後に、市のホームページに掲載し公表してまいりたいと考えております。応募者から提出された計画書については、公表する性格のものではないと考えますので、公表する考えはありません。

次に、兼業禁止についての質問でございますけれども、地方自治法第92条の2及び第142条並びに180条の5の第6項の規定により、市長、議員、行政委員会の委員は、地方公共団体と請負関係に立つことや、一定の請負関係にある法人などの役員につくことが禁止されており、この規定が、いわゆる兼業禁止規定であります。しかし、指定管理者による公の施設の管理は、地方公共団体と取引関係にあるものではなく、施設の管理を地方公共団体にかわって行うものであり、請負には当たらないため、この兼業禁止規定は適用されないものと解釈されております。

したがって、指定管理者制度の導入に当たり、市長、議員、行政委員会委員の兼業禁止については、特に対応をすることは考えていないところであります。

次に、課題と運用についての御質問でございます。いわゆる指定管理者との金額にかかわる質問であります。

御案内のとおり、指定管理者と締結する協定は、管理全般に関する協定と金額に関する協定の二つに分けて締結したいと考えております。金額に関する協定は、毎年度締結することとしており、予算編成時期の前に次年度の事業計画書の提出を求め、この事業計画書をもとに次年度の協定金額の設定を行います。その際には指定管理者候補選定委員会で十分審議する考えであります。また、年度終了後に指定管理者から実績報告書の提出を義務づけ、その内容についても指定管理者候補選定委員会に報告してまいります。

このように通常の予算編成と異なり、担当課を越えた委員会の審議を経て予算要求を行い、最終的には予算の査定で協定金額の設定を行ってまいりますので、通常よりも多くの段階を経て金額の設定を行うことから、職員

と団体の間の危惧されるようなことは考えておりません。

それから、保育所に指定管理者制度を導入することについての何点かの質問がございました。

11月に策定した寒河江市行財政改革大綱において、平成19年度から保育所に指定管理者制度を導入することとしております。このことについては現場の職員に説明するとともに、既に保育所に指定管理者制度を導入している市の情報の収集や、指定管理者が行う業務の検討などを進めているところであります。

次に、給食についても質問がございしますが、指定管理者制度は、原則としてその施設で行う業務のすべてを任せる制度でありますので、当然に給食調理業務も委託の対象になるものと思っております。しかし、これはあくまでも調理業務を委託するのであって、給食の献立につきましては、これまでと同様に市の栄養士が作成いたします。

次に、指定管理者の受け皿についての質問でございますが、市内では現在、幼児教育や認可外保育施設の経営を行っている法人と個人経営者がおります。また、県内においても多くの民間の保育所や幼稚園がございしますので、このような団体が受け皿となることも考えられますし、また、新たな団体が受け皿となることもあると思っております。

いずれにしましても、公募を行い、指定管理者の指定をしていきたいと考えております。

それから、導入時期についてでございます。

このたびの行財政改革大綱において、指定管理者制度を導入するとした理由は、家族構成の変化や少子化に対応した新たな保育ニーズに対応するためでございます。これまでも保育時間の延長や低年齢児童保育の充実などの保育ニーズに対応してまいりましたが、土曜日の延長保育や休日保育などの新たな保育ニーズに、コストを抑えつつ対応するには、行政の力だけでは難しいと考えております。

このため、民間のノウハウや柔軟性、機動性を活用できる指定管理者制度の導入を決めたところでありますが、保護者への十分な説明を行い理解を得るため、1年間の期間を設け、平成19年度からの導入としたところでございます。

次に、市民浴場についてのお尋ねがございました。

市民浴場においては、これまでも多くの業務を個別に業者に委託していた経過があり、施設管理や使用料の徴収などを一括して指定管理者に委託してまいりたいと考えております。

また、利用料金制度の採用などについては、ことし行いました料金改定の影響などを考慮しながら検討を進めているところでありまして、利用者、市、そして指定管理者にとって、より望ましい制度導入に向け、本年度から18年にかけてさまざまな角度から検討してまいります。

次に、利用料金制度についての公募前の議会との協議についての質問がありましたが、指定管理者制度を導入するには、まず施設の設置条例の改正を行う必要があります。利用料金制度を導入する場合には、その旨の条文も整備する必要があり、市民浴場への指定管理者制度導入について、利用料金制度についてはもちろんのこと、委託の基本となる事項について議会で十分審議され、議決をいただいた後に公募を実施することになります。

また、これまでもさまざまな行政課題に対して、議会から要請があった場合には御説明を行ってきたところであります。市民浴場の指定管理者制度導入についても、議会から要請があれば説明をいたします。

次に、最上川寒河江緑地公園整備についてでございます。

最上川寒河江緑地については、前々日の御質問でも申しあげましたが、南部地区のみならず、全市的観点から最上川の水資源を利用したスポーツ・レクリエーション活動の振興、最上川の豊かな自然を生かした水辺空間との触れ合いの場として、皿沼地内の河川敷に競技用のカヌー大会にも対応可能な多目的水面広場、またスポーツ・レクリエーションとしてのグラウンド広場と芝生広場を整備いたしているところであります。

工事につきましては、平成14年度から着手し、多目的水面広場の掘削工事と堤防への腹付け盛り土を行い、平成15年度に多目的水面広場の吐口工、平成16年度から遮水及び護岸工事を行っており、今年度で約200メートル

が完了しているところであります。

今後の計画といたしましては、平成18年度から平成20年度まで遮水及び護岸工事を継続し、さらに平成20年度には電気取水設備を実施し、平成21年度にポンプ、取水設備、芝生広場、グラウンド、園路整備などを行い、完成させてまいりたいと考えております。

この緑地につきまして何点かの質問がありましたが、議員におきましては、これまでの質問等からお聞きしますと、この計画に疑問を呈し、また、同僚の議員からも本当に必要なのかと主張されてきた経過があるわけでございます。

そこで、この計画を推進しようとしているのか、あるいは立場の方に変化が生じたものなのか、議員の基本的な態度というものを明確にさせていただきたいと、このように思っております。

多目的水面広場と芝生、グラウンド等は一体のものの中で整備されるものでございます。そして、多目的水面広場も現計画であればこそ公認の競技も可能になるものでございまして、それを2分の1にせよとか、あるいは事業中途においての計画変更という御意見であれば、機能は成り立たなくなるのであらうと思っております。その辺のことを理解しての質問なのかどうか、明確にさせていただきたいと思っております。その点に関する議員の見解を伺って、2問において質問するものでありましたならば答弁してまいりたいと、このように思っております。

それから、土地利用計画の見直しを含むところの住宅政策でございますが、土地利用計画の見直しを含む住宅政策について、均衡ある発展を図る立場からの宅地計画についての御質問にお答えいたします。

最初に、まちづくりの基本的な考え方を述べますと、第5次振興計画の基本構想で述べておりますように、まちづくりについては、地域の特性に合った土地利用、地域特性を生かした魅力ある地域づくりとしておりまして、地域力を高め、地域の特性を生かしながら、ひいては寒河江市の発展につながるものと考えております。

したがって、市内の均衡ある発展というよりは、自主性、独自性が求められている現在、地域の自然・歴史・文化など地域独自の資源財産ととらえ、特色ある地域づくりを目指し、地域力を醸成していくべきであると考えているところでございます。また、まちづくりを進める上で市内に五つの地区ブロックを設け、各地区ごとに進めております。

各ブロックについてあえて申し上げますと、寒河江地区は、都市機能を集積し市の中心拠点性を高め、にぎやかの中に潤いがある活気あふれるまちづくりを目指しております。

それから南部地区は、チェリークア・パークや最上川、河川空間、花卉園芸、高瀬山の歴史資源を生かした花と緑に触れ合う、交流とゆとりあるまちづくりを目指しております。

西根、三泉を範囲とする東部地区は、最上川や寒河江川、月山、葉山の山並み、田園風景など壮大な美しい景観を生かし、行政文化機能と生活空間が調和したふれあいと安らぎのあるまちづくりを目指しております。

西部地区は、慈恩寺やいこいの森などを中心とした歴史・観光の拠点性を高めるとともに、地域の文化資源を生かしつつ、豊かな自然や環境と調和したまちづくりを目指しております。

柴橋地区は、最上川や熊野神社周辺などの緑資源や田園風景に調和し、伝統文化の活用による交流と安らぎのあるまちづくりを目指しております。

このように各地区ごとにまちづくりのテーマや目標を設定し、地域の特色を生かしたまちづくりを進めてきました。

西部地区に当たる高松地区においては、国道112号、国道287号の交差するところであり、後背地には慈恩寺、またいこいの森など歴史・観光の拠点性を高めるところとして、中山間の持つすばらしい自然景観や農村景観を保全する地域であると考えております。

議員の申されました場所は、JR高松駅の南側ということですが、東側は国道287号が南北に走り、しかもJRの線路を越すための跨線橋がかかっている場所に隣接しているところでありますし、また、一部樹園地

が広がり、さくらんぼ観光果樹園の園地にもなっているところでありまして、住宅団地には必ずしもふさわしいとは言えない場所であろうかと考えております。

また、住宅団地として1団地を形成する手法としましては、組合施行による土地区画整理事業や土地開発公社による宅地開発が考えられますが、いずれにしましても、住宅団地にふさわしいとは思えない場所については、宅地開発を進めるわけにはいかないと考えているところでありまして、これらを総合的に見ましても、住宅団地は考えていないところであります。

以上でございます。

新宮征一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 1問目の答弁いただきましたので、さらにかみ合わせるといいますか、より内容を深めるという意味で、さらに2問目に入らせていただきたいと思います。

指定管理者制度の関係でありますけれども、透明性の確保という視点から1問目でもお尋ねしたわけでありまして、その中の一つ、公募制の関係について、今回も公募しない施設が9施設あったというふうなことでありますけれども、当初、そのほかにもう1カ所、公募をしなかったわけですが、辞退をされたというふうなことで、今後、検討する部分もあるようでありまして、そういうふうなことも含めまして、体育施設の場合などは、その管理運営のために振興公社を設立をしてやっているので、今回はそこをお願いをしたと。

これは全国的にもそうでありまして、そういうふうな形で外郭団体を設立をしている場合、公募して、その団体が指定されなければ職員の雇用の問題も出てくるんだというふうなことなどがあってやっていないというのは、全国的な一つの流れとしてあります。これ私もそのことを理解をします。そういうことについて理解をします。しかし、原則公募としていながら公募しないでそういうふう指定をしていった場合、もし苦情が出た場合、条例では原則公募になっていながら公募しないのはおかしいというふうな形の中で不服などが出された場合、原則公募というのだけして、単なる裁量の中でやっていった場合に対応し切れなくなるのではないかというふうな感じがするんです。

したがって、私は、極めて単純なというか、いうやつで例に出して申し上げたいんですが、例えば情報公開条例、原則公開ですね、情報は原則公開。しかし、公開しないことができるというのが、こうこうこういうふうな場合というふうな形であるわけでありまして、そして、それは条例上も、みんなで議論しながら議会の議決も得てやっているという、一つこれは条例でやっていますね。したがって、例えば今回、9施設については公募しなかったわけで、それにはそれぞれの理由があるわけでありまして、そういうことが、何かそのときそのときで変わるようなことであってはならないというふうに思うんですね。したがって、この辺について、こういう場合にはしないんだというものを定めておく必要があるのではないかと。施設によって、原則公募と言いつつ公募しなくてもよい施設を想定することになるというふうな言い方、1問目の答弁であったわけでありまして、逆に、それだけでは、もし不服申し立てなどあった場合の対応の仕方として極めて薄いといえますか、あいまいといえますか、なるのではないかとというふうな気がしております。

したがって、これらについては全国的な課題にもなっていますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、兼業禁止について、先ほど市長からも1問目の答弁でありました。地方自治法では議員や首長など行政委員の人が経営に係わる団体が地方自治体と請負契約を結ぶことを禁止をしているというふうなことでありまして、1問目でも申し上げましたが、指定管理者制度は請負ではない。入札でもないという代物になってますね。したがって、こういうものが適用しない。しかし、そういう地方自治法でいう請負や何かではないんだけれども、その指定を受けて管理をしていく、そこには金銭を伴う契約がなされるというふうなことからすれば、入札や請負ではないんですけれども、運用に当たっては、それらを準用するようなことがあって当然ではないかというふうに私は思うんです。

例えば市長が会社をつくって、市長がそれを受けることもできる。議員である私が会社なり団体をつくって、それを受けることもできるというふうに指定管理者制度ではなるわけですね。今までの請負ではできなかったわけでありまして、その辺の関係について、制度上、法律でも条例でもないわけでありまして、運用で、もし議員がかかわっている団体がというふうになった場合には、運用上、請負や何かと同

じような形に対応するというふうなことをしてもいいのではないかというふうに、これもまた全国的な中では問題が惹起していることでもあります。

したがって、このことについて再度、法律上除外になっているのはわかりました。しかし、運用上準用すべきでないかというふうに思うんですが、このことについての考え方を再度お聞かせをいただきたいと思います。

それから、これまた、これまでやっているところについて手厳しい指摘がなされています。選定も評価も監査も内部の人間だけだというふうな指摘があることは御存じだと思います。

そして、今回、自治体には公の施設の設置者としての責任があり、指定管理者の評価・監査を行うため、自治体の権限が強化をされているわけであります。その一つとして監査委員による監査や包括外部監査人による監査、個別外部の監査人による監査のいずれかを選択をしなければならない。こういうふうになってますね。

したがって、選定委員会も市役所の職員だけ、監査は外部監査の導入も今回、どっちかをやるようにというふうになっているわけでありますけれども、監査の方が選定委員会の方にどちらかに外部の人が入るような仕組みをつくりながら運用すべきだと。もちろん両方に入れば、これにこしたことはありませんが、とりあえず、そちらのどちらかに外部の人を入れるという、入れることによって透明性を確保していくということについて見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、最上川緑地公園の関係についてでありますけれども、市長から逆質問のようなことをされたわけでありますけれども、私は議員として市民の方々からさまざまな意見、あるいは提言なども受けます。それを議員として当局に問いただす、提言もするというのが私の立場であります。

したがって、先ほど申しあげましたような声が市民の方々から寄せられました。また、西川町にカヌー場があるわけでありますけれども、西川町で今、大会を毎年やっているのは、6月の高校総体、同じく6月の国体予選、9月の中学校・高校の新人大会の三つだそうです。あと東北大会というのが6年に1回まわってくるそうです。あと月山湖まつり年1回やっているそうです。こういう状況だそうです。

そして、これからぜひしたいということで、全国中学校の大会、これ全国ですぐれたコースを持っている3県といますか、3会場で今後、持ち回りにしたい、しょうかというふうな話がされているそうです。そうしますと、それが実現するかどうかはわからないそうです。実現して3年に1回それができるようになるというふうなことのようであります。そういう中で、寒河江市でも大会をやる公認のというふうなことをやっても、その大会自体を引っ張り合いですというか、そういうふうなことになるのではないかというふうなこと。

そうしますというと、この維持管理費の部分、先ほどお尋ねしたんですが、私の態度を明らかにしてからでないかと答えられないというふうなことでありますから、幾らかかるのか。そして、遮水シートをして工事しているわけでありますけれども、その耐用年数はどれぐらいなのか。そういうふうなことを総合的に判断して、こういう財政危機の折から、行財政改革大綱をつくり、市民の方々にもあらゆる面で協力をいただき、しているわけであります。

そういう中で果たして、このカヌー場などを含む、あの計画、あの緑地公園そのものに私反対してません。ただ、カヌー場というのはいかがなものなのかというふうなことで、費用対効果の部分も現段階でも考える必要があるのではないかという市民の意見を受けて、市長に尋ねているわけであります。

そして、制度上、変更するかしないかということをまず聞いているのではない。一つは、制度的に変更した場合に、補助金が打ち切られて全額返さないなんていうようなことになるのかどうなのかということが1点です。それから、期間中であっても計画の変更ということが出来るのかどうなのか。もしそういうことが可能なのであれば、将来の財政負担のことをも考え、本当にどうなのかということを見直し検討をするこ

とは、あって当然だというふうに私は議員として思います。

したがって、このことについても私は「万機公論に決すべし」で、住民の意見をも聞きながら判断をしていきたいというふうに思います。そうしたときに、そもそも計画を変更することによって、制度上、今までの補助金を全部返還しなければならないとか、期間中の変更はもう制度上できないのだというふうなことであれば、そういうふうに住民の方にもお伝えをするし、私自身もそういうものかというふうに受けとめをいたします。

したがって、このことについて教えるのが制度上や何かを教えるのが、議員から質問された場合、答弁するのが市長としての本来の姿であり、そのことについては議長からもきちっと当局に求めていただきたいということを議長にまずお願いをしておきます。

いうふうなことで、西川でもそういうふうな状況になっています。そして、カヌー場など、あの緑地公園ができた場合、管理方式は直でするのか、これまた指定管理者制度でやる考えなのかをお聞かせをいただきたいと思います。

そして、多目的水面広場、カヌー場使用などをした際の使用料徴収の有無、このことについてはどのように考えているのかも教えていただきたいと思います。それはその時点になってみないとわからないというやり方は、今こういう行財政改革大綱に基づいて行政や運営の見直しをしている際に、極めて的外れな対応だというふうに指摘をしながら、市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、保育所の関係についても答弁あったわけでありまして、私は1問目の基本的なことで申しあげました。民間委託というのは、行政のすべての分野に全部適合するものでない。なじまないものもあるのではないかとというふうに、私は基本的には考えています。

就学前の幼児の教育というのは人間形成の上で極めて重要なことは、もう私から言うまでもないことだというふうに思います。そういう中で指定管理者制度にすることによって、その管理、あるいは保育所の対応、独自の施策もそれぞれの団体ごとに発揮できる制度になるわけでありまして、そうなりますという、そういうものが、民間の保育所などであればそれぞれ特色ある施設がある。そこに入所する側が選択し入れるという、これがあるわけでありまして。

しかし、指定管理者制度によってその実施者が変わるということは、そこに入所している人にはその選択の余地がない。もうその期限が切れたときに制度が市との契約の中で変わるわけでありまして、いうふうなことがあるというふうに私は思います、大きな問題点としてね。したがって、私は幼児教育や、あるいは就学前の子供たちの関係は、可能であれば市の直でやっていくというふうなことがいいと思う。

その理由は、今申しあげましたように、指定管理者によって独自の裁量の幅、そのやり方、方針なども変わるというわけですが、そのいろんな形態がある。Aという団体、Bという団体、Cという団体、これは民間の施設であれば、それぞれ特徴あるものを選んで入っていけるわけでありまして、市の保育所の場合はそこに入っている。その中で、例えばゼロ歳からずっと継続して入っている人が、途中で期限切れで更新なるといって、全部入れかえになるということもないとは言えない制度になっているわけでありまして、問題もあるのかなと個人的には思います。

しかし、もう行革大綱の中でこれらが定められ、進んでいるわけでありまして、より問題のない形の中で入所者や保護者、地域、全体から理解・納得される形の中で進めなければならないというふうに私は思うんです。そういう立場で先ほども幾つかの点についてお尋ねをしたわけでありまして、先ほども、いろんなノウハウを生かしてもらって、独自のやり方で住民のニーズにこたえてもらうというふうな話あった

わけでありませけれども、聞くところによると、入所の判定とか料金とか延長保育とか年齢、何歳からやるかとか、こういうふうな基本的なものについては、すべて市と団体との間の協定書、公募する際の協定に全部盛り込むというふうなお話を聞いています。そうしますというと、その団体の裁量でやれる部分というのは、そして市にとってのメリットという、その部分はどのような部分なのか、少し具体的に教えていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、19年度実施のため、今から、来年度18年度1年間準備をするというふうなことでありますけれども、その今後のスケジュールをどのように考えているのかお聞かせをいただきたいと思ます。

それから、当然にして、この問題、労使の関係ともかかわってくる部分があるというふうに思います。労働組合の方ともあるというふうに思いますけれども、これらについては当然のことですけれども、ルールに基づいて混乱などの起こらないように十分な対応をすべきだというふうに思いますけれども、このことについてもお聞かせをいただきたいと思ます。

それから、16番の住宅団地の開発というふうなことで申しあげましたが、市長は、適さないし、考えていないというふうなことであります。

したがって、私は、全体的なことを考えてもそうですけれども、あの左沢線という、この鉄道というものを生かしたまちづくりというのは今後、していかなければならないというふうに思います。住宅団地というふうにしたから即というふうなことでなくて、先ほどもちょっと申しあげたんですが、土地の、したがって、そういうふうなことが可能になるような土地の利活用の関係、土地利用の見直しなどをも含めてやっていく必要があるのではないか。もちろんその地域の人、農地でありますから農家の方々の合意がなければなりません。農業委員会の理解もなければできません。

しかし、今、第5次振興計画を策定中であります。したがって、そういう意味では、こう位置づけをしていく必要があるのではないかというふうなことも含めてお尋ねをしていますので、そういう今すぐ団地という形で着手しろとか何かというふうなことでなくて、向こう10年間の第5次振興計画をつくる中で、そういう位置づけをすべきでないかというふうなことも申しあげておりますので、これらについても御見解をいただきまして、第2問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 公募の点であります、1問で答弁したとおりでございます。いわゆる原則公募とはっきり言っているわけでございますから、もしも公募しないというような基準を設けるといことになりますれば、公募しないという原則を破るといいますか、公募しないというようなことの施設を想定するといことになりかねないと、こういこと、行わない基準はつくらないと。制定する、策定する考えはないと、こういことを申しあげているとおりでございます。

それから、兼業禁止のことでございますけれども、これにつきましても1問で申しあげたとおりでございます。請負に当たらないと、まずはっきり言えば、地方自治法でいうところの請負には当たらないんだといことが肝心な、肝心といいますか、点でございます。じゃ運用でどうするかといこと話でございますけれども、運用としてもこれは考えられないことだろうと、このように思っております。

それから、選定委員会にすべてを任せると。外部のチェック機能といことを入れてはどうかといことでございますけれども、選定委員会の公正公平な取り扱いといことのもので十分機能させてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

それから、最上川寒河江緑地のことでございますけれども、議員は反対してはいないと。ですけれども、プールはいかなものかと、こういことのお考えのようでございますけれども、あそこはやっぱり一体として、そして特に多目的水面広場が主体になるものだろうと、このように考えておりますので、その水面広場の整備といものをまず考えていかなくちならないと、こう思っておるわけでございます。

そうい中でこれを2分の1とかにしますと、そもそもこの競技といものが、あるいはまた全国的に通用するところの競技といものが不可能になるといこと、ですから、それを2分の1にするとかいこといこと否定されるとい、あるいは縮小するといことを考えるとすれば、競技大会とか、あるいは何を引っ張ってくるか、あるいは管理運営はどうかといこといことは、そもそも議論の対象には出てこないだろうと、このように思っておるわけでございますので、まずはプールにつきまして、現在、整備をやっておる段階なわけございまして、半分に見直す考えはないかといことい御質問もあつたわけでございますけれども、半分に見直しすれば、今申しあげたような各種大会の開催誘致といこといことができなくなりますので、事業といものを見直す考えはないと思っております。ただ周辺の緑地とか芝生といものは、これはやり方によって経費を削減したり、あるいはその他の方法といことい、こういことい難しい時期でありますので、いろいろ検討は加えてまいらなくちならないと、こういことを言っておるところでございます。

それから保育所の問題でございますが、保育所を切りかえることによつて、入所者とか、あるいは家族の方に支障を来さないかと、問題はないか、不便は生ずることがないかといことい御質問でございますけれども、このことについては切りかえる、あるいは導入した場合に民間委託といこといものはどの部分を委託するんだと、指定管理者に任せるといこといこととか、そして、その保育の基準等々とか給食等につきましてのメニューなどは、これは市の基準によつてやるんだといこといことを詳細に説明して御理解をいただく。そのことによりますれば、不安もまた動揺もなく、私は移行できるのじゃなかるうかなと、このように思っております。そうい意味での1年間の猶予期間を設けていると、こういこといでございます。

それから、労使間の問題といこといことにおきましては、いろいろ御意見がございましてけれども、十分関係者との話といいいますか、協議は進めていくと、こういことはこれは考えておるところござい

す。

それから、住宅団地に、議員はJRの利用というところで高松駅があるというような利便性をおっしゃっておるわけでございますけれども、先ほど申しあげたような考えから、あそこは住宅地としては難しいのではないか、ふさわしくないのではないかなということを考えておるわけございまして、先ほど申しあげましたような、いろいろな総合的な判断ということから考えまして、すべてが、こちらにも住宅団地、あちらにも住宅団地というのが、これが均衡ある発展というものに言われるものかどうかというようなことを、やはり地域というものを、それなりの特性というものを生かしてこそ、全体の発展というものが出てくるのであって、人口が伸びないから、世帯数がふえないから住宅団地でもつくればいいんじゃないかなと、こういうことでございますが、必ずしもそういう金太郎あめの一律的な考えというものは、これからはこれまで以上にとることは難しくなりますし、特徴を生かしたところの施策というものを展開することの方が、私はかえって地域の発展につながるんじゃないかなと、このように思っておりますのでございます。

以上でございます。

新宮征一議長 川越議員。

川越孝男議員 最上川緑地の関係については、完成後のカヌー大会、年何回想定しているのかと維持管理費は幾らかかるのか。使用料を取るのか。遮水シートで工事してますけれども、これの耐用年数はどれぐらいなのか。全然答弁ないんですね。そういうふうなことがなければ、そして、それからもっと重要なのは……、市長からは見直しする考えがないというようなことはわかりました。わかりました、市長の考えは。しかし、制度上、見直しをした場合に補助金の返還が求められるのかどうか、返還しなければならなくなるのか。あるいは期間中、制度上、変更の見直しというのはできるのか。これは制度上ですから、当然聞かれたら事務方として答えるべきだというふうに思うんですが、これらについて答弁ないんですね。非常にこの議会でのやりとりが虚しくなります。

議長からも今回の一般質問の冒頭もありました、質問者の意を体して執行部も答えてくださいというようなこと。全くそういうことだと思うんです。ぜひ良好な議会との関係を構築するためにも、きょう傍聴者はいませんからいいわけですけども、もし小学校の生徒などいたとき、こういうやりとりだったら、大人をしていること、市長のやっていることは何だべというふうになると思うんです。

したがって、ぜひ先ほど来質問して、通告でもしているやつで答弁漏れの部分いっぱいあるわけでありますから、答えていただきたい。もしこの場でできないのであるならば、ちゃんと通告していますので、書面で回答いただきたい。そうでないと、議会の一般質問とは何ぞやというふうなことになりますので、このことも含めて、もし答えないのであれば、議長の方をお願いをしておきます。まず答えていただきたいというふうに思います。時間あと10分あるんだね。

新宮征一議長 川越議員、続けてください。

残り時間が約9分ぐらいですので、簡潔にお願いします。

川越孝男議員 まず、今までのその関係、答弁されていない部分、お願いをしたいというふうに思います。あとは、別な機会にまた深めていきたいというふうに思います。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1問におきまして、また2問におきましても答弁申しあげましたとおり、そもそも多目的水面広場を縮小するというようなことになりましたら、大会などの運営というのは非常に難しいから、もうそういうことがありますから、大会運営の云々の問題を答弁申しあげても、これは意味のないことだろうと。議員のおっしゃることにつきましては整合性が余りないのじゃないかなと、こういうことを申しあげて、答弁をしなかったわけでございますけれども……（発言する者あり）

新宮征一議長 静粛に願います、答弁中です。

佐藤誠六市長 日本カヌー連盟に開催立候補をする必要があるわけございまして、大会を誘致をするということになりますと。そうしますと500メートルの常設の公認のコースというものになるわけございまして、そうしますと、中体連の県大会とか、あるいは高校の総体とか、あるいは国体県予選とか、あるいは新人戦の県大会、これは秋に行われます中学、高校と。それから東北高校のカヌー選手権大会とか、それから日本カヌーフラットウォーターレーシングジュニア選手権大会、また、カヌーポロというカヌーを使ってやる水球のような競技があるわけございまして、この大会としましては日本カヌーポロジュニア選手権大会、それから日本カヌーポロシニア選手権大会、それから全日本学生カヌーポロ選手権大会というのがあるわけございまして、このような公式大会が誘致の対象になるんだらうと、こう思っておりますが、これらの公式大会をやることになると、非常に競技人口がふえるというようなことがまず考えられますし、宿泊観光面の経済効果も期待されると、こういうこともあろうかと思えます。

それから、維持管理費でございますけれども、利用期間は3月から11月までと考えております。取水ポンプ用の動力費につきましては、水温の上がる6月から8月には、常時水が入れかえなるように考えておるわけございまして、これには月90万円程度かかるんじゃないかなと見込んでおるわけございまして、それから、その他の期間につきましては、水の状況にもよりますけれども、ポンプ運転というようなことを考えておりまして、その他管理棟、それから艇庫の光熱水費なども必要になるだろうと、このように見ております。

以上、カヌーの競技なり、あるいは運営費の大まかなところを申しあげておるところございまして、それから、先ほどお聞きになられたところの補助金の問題とか、あるいは返還の問題とか、こういうことがありましたけれども、現在は主体的な分野での事業というものは補助金を導入して、そしてやっていこうという従来の考え方は変わりませんので、それに伴うところの補助金の返還とかというようなことは出てこないと思っておりますけれども、今後のいろいろそういう見直しの関係でも迫られておるわけございまして、あるいは事業費の縮小というようなことも考えられるわけございまして、その辺は十分国なりの方と協議して進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時15分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 遠藤聖作議員の質問

新宮征一議長 通告番号17番、18番について、20番遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告してあるテーマに関心を持っている市民を代表して、以下、市長に質問をいたします。

最初に、今、政府が進めている三位一体改革について伺います。

今から5年前の2000年4月の地方分権一括法の施行以来、機関委任事務の廃止など国と地方の関係を見直して地方分権を進める、いわゆる三位一体改革が取り組まれてきました。地域のことは地域に住む住民の責任で決めるという、この当たり前のことを実現するためには、地方自治体が地域住民の意向に沿って自由に使える税財源を充実・強化しなければなりません。

そもそも、国と地方の歳出規模と税収入には大きな格差があります。国民が納める国税と地方税の総額は、国と地方で3対2に分配されるのに対し、歳出では逆に2対3と逆転をしています。ほとんどの地方自治体は、財源の多くを地方税以外の地方交付税や国庫補助負担金などに依存しているのが現実であります。その中で、いわゆるひもつき財源は国の関与が強くて、地方の主体的な行政活動にさまざまな制約がつけられ、地域の実情に即した施策を困難にしてきました。地方側が国に対して、地方が決定すべきことは地方みずからが決定することを掲げ、地方への権限と税財源の移譲を求めたのは、そうした観点からであります。

政府が第1期として2004年から3カ年かけて進めるとした、いわゆる三位一体の改革は、一つは、約4兆円の国庫負担金を廃止・縮減をする。二つは、地方財政の自立を図るため、地方交付税への依存を低下させる。三つは、国から地方に税財源を移譲するというものでした。これが額面どおりに実行されれば、真の地方分権に一步前進するはずでありました。

しかし、昨年とことしの2カ年の政府の施策を見ると、国の財政再建が優先され、地方交付税のみが突出して削減をされ、それに見合った税財源移譲は遅々として進まず、多くの地方自治体では歳入不足に陥り、予算編成すら困難になるという深刻な事態を引き起こしたことは記憶に新しいことでもあります。この事態に対して政府は、税源移譲の要求にまともに取り組みず、逆に、すべての地方自治体に対して、歳入不足を補うために徹底した経費の節減を求め、向こう5年間の行財政改革の計画の策定を義務づけ、要求しているのです。

こうした現状を踏まえて、以下の諸点について政府の姿勢をどう考えるか、市長の見解と対応について伺いたいと思います。

一つは、三位一体改革や地方分権を理由としながら税財源移譲を渋り、交付税削減を先行する政府の姿勢をどう考えるかであります。

二つは、国庫負担金や補助金を伴う事業は、本来国の責任で実施すべき施策を地方が代行しているものが多く、財源移譲がないと実施が困難になるものも出てくることをどう考えるかであります。

三つ目は、財源移譲に当たって、従来の国庫補助率や負担率を引き下げるケースが続出しています。こうした事態をどう見ているか、どう対応するかであります。

四つ目は、そもそも国の財政危機を招いた根本的な原因を、市長はどう見ているかであります。

五つ目は、結果的に今のような三位一体改革が進めば、福祉や教育を初め国民の生活と暮らし全般にわたって地方自治体は大きな負担を強いられることになりませんが、そのことについての市長の見解を伺いたいと思います。

次に、地方自治体の財政危機の原因について伺います。

多くの地方自治体でも巨額の借金を抱え、その償還をどのように行っていくかが大きな行政課題になっています。自治体によってその負担感は、借金額に比較しての起債の性格や財政規模や財政能力によっても程度の差はあっても、政府の税財源移譲が十分に行われない現状では、いずれも同じ状況ではないかと思えます。

しかし、市民の受けとめはさまざまであります。これまで行政が進めてきた事業が、市民生活の向上や福祉の向上につながるものであれば、それによって生じた借金返済にも頑張れると思います。しかし、現実には採用される公共事業について、どのように客観性や公平性を図ってきたか、その手法によっては市民が疑義を持つ場合も少なくないのであります。また、多くの市民が望んでも採用されない事業がある場合も、逆の意味で行政施策の客観性や公平性に疑問が投げかけられるのは当然であります。それらの総体、積み上げの結果が起債残高として市民の前に示されているのであります。

そうしたことを踏まえ、以下、市長に伺います。

今議会でも、同僚議員から指摘があったことではありますが、寒河江市の昨年度末の起債残高が 246億円であります。その大半は20年余続いた佐藤市長時代に生まれ、積み上げられてきたものであります。それら起債残高についての市長自身の評価を伺います。

二つ目は、私は市民に極力負担をかけずに返済をすべきだと考えますが、どのようにして償還をしていくつもりなのか、その基本的な考え方と具体的な償還計画について伺います。

次に、寒河江市の行財政改革大綱と行財政改革のあり方について伺います。

今般発表された寒河江市行財政改革大綱によれば、多くの課題が提起されておりますけれども、主な点としては、一つは、職員給与の見直しや職員数の削減、民間委託や指定管理者の導入などによって行政経費を削減すること。二つ目は、各種補助金などを見直して、福祉施策の見直しや改廃なども進め、市民負担の増加もあり得るとなっています。

しかし、多くの分野で到達すべき数値目標などが依然示されておらず、このままでは際限のない行革競争に陥る危険があります。

私たち日本共産党市議団は、ことしの3月17日に議会内に発足した行財政検討委員会の場に、各市議団の見解として、行財政改革の目的と財政指標や職員の定数管理などの到達目標を明確にすることも含め、行財政改革に取り組む上での自治体の基本的な立場について、幾つかの具体的な提言もあわせて発表しました。また、7月8日には、市議会の定数等検討委員会の場に、各市議団として、約9項目の議会として経費の削減と議会の活性化につながる改革案を提起をして、積極的に合意の形成に努めてまいりました。その中の議員定数削減については、民意の反映や行政のチェック機能の低下をもたらすものであり、定数削減よりは報酬の大幅な削減で経費の縮減を図るべきだという見解を主張してまいりました。この点と、政務調査費を次期市議選後に増額するという意見には、私たちは同意をしませんでしたが、各常任委員会の行政調査費の縮減や議長会主催の海外行政視察の原則廃止など多くの項目で合意し、市民に対して、議会が率先して改革に取り組んでいる姿を示すことができたと考えています。

そうした経緯も含め、今回の行財政改革大綱の内容の幾つかの点について、以下伺います。

一つは、「民間でできることは民間で」と強調をされていますが、公務労働の現状とあり方について市長はどのように考えているのか、その認識について伺いたいと思います。

二つは、最終的な職員定数をどのようにしていくのか。また、新規採用が長期にわたってなされないことの危惧をどのように考えているのか伺いたいと思います。

また、職員の意識改革を提起しておりますが、その目的とねらいを伺いたいと思います。

三つ目は、課の統廃合について伺います。

今回の統廃合の規模を考えれば、花・緑・せせらぎ推進課についても、都市整備課に統合できるのではないかと思います。そのことについて見解を伺いたいと思います。

二つ目に、市民生活にかかわる幾つかの問題について伺います。

一つは、生活保護行政の現状と、そのあり方を伺います。

この生活保護については、憲法で定めている「すべての国民は、健康で文化的な生活を営む権利を持つ」という規定を受けて、政府が生活保護法を定めているものであります。具体的な実施に当たっては、都道府県と市町村にその業務をゆだねています。現行制度では、生活保護費の費用負担割合については、国が4分の3、残りを県と市が負担することになっています。

この生活保護についても、政府は三位一体の改革に事寄せて、生活・医療・介護扶助の国の負担を2分の1に、そして残りを地方の負担にという提案を行ってきました。住宅扶助は一般財源化するという、いわば責任放棄とも言える国庫負担の削減を言い出しています。今回はそれを取り下げましたけれども、依然として市町村に財政負担のしわ寄せを行おうとしていますが、この中で真っ当な生活保護行政ができるとしたら、とんでもないことだと言わなくてはなりません。

そこで、伺います。

寒河江市の生活保護の現状はどうなっているか。

二つ目に、現在の生活保護認定基準の中で、所得、車の所有、貯金の有無、扶養者の範囲などについて具体的にどの程度考慮されているのか、判定の基準を伺いたいと思います。

3点目は、先ほど言いましたように、政府の生活保護に関する態度、国庫補助率や負担率の削減や一般財源化の問題について、市長はどう考えているか伺いたいと思います。

二つ目の問題は、子供の育児の問題であります。

育児休業明けという制度があります。お産から1年間、子育てに専念できる制度であります。この休業制度を取り入れて子育てをしているお母さんが、育児休業明けに子供を施設に預けて働きに出る。こういうお母さんが少しずつふえてきています。こうしたお母さん方のために、育児環境を整備して若い世帯を支援することは、少子化を食い止めるための喫緊の課題となっていると思います。

寒河江市でも、これまでゼロ歳児保育の開始や3歳未満児の保育環境を充実するべく努力が始まってきたことについては一定の評価をするものであります。ただ、ゼロ歳保育については、民間保育とも協力をして早急に保育幼児の定数の拡大を図るべきと考えます。

特にその中で、育児休業明け保育について伺いたいと思います。

この育児休業明け保育については、誕生月がそもそもばらばらであります。そのために年度途中からの受け入れが当たり前の状態ですが、その受け入れ定数については別枠で確保すべきと考えますが、その現状はどうなっているか伺いたいと思います。

また、受け入れ時期について伺います。

現状では、満年齢の1歳の誕生月の翌月から保育を受け入れるとなっています。これでは母親が育児休業明けで勤務が始まってから、最長で30日間の空白が生じることになります。この場合、何らかの救済措置がないと、育児休業明け保育の制度が形骸化することになりかねないと思います。何らかの対策をとるべきだと考えますが、そのことについて伺いたいと思います。

以上で第1問を終わります。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、三位一体改革の関連でございます。

我が国の財政状況は、国、地方合わせた長期債務残高が平成17年度末で774兆円と、GDPと比較しまして150%を超える水準に達するなど、最悪と言われる状態となっていることは御案内のとおりでございます。このため、国では税、国庫補助負担金、地方交付税を一体的に改革する三位一体改革に着手いたしまして、先日、総額4兆円規模で国庫補助金を削減するかわりに、地方の自主性を高めるため、3兆円規模で税源移譲を行うことで決着を見たところでございます。御案内のとおりでございます。

このような中、三位一体改革や地方分権を理由とした交付税削減を先行する政府の姿勢についてどう考えるかという御質問でございます。

そもそも地方交付税は、御承知のように、地方固有の財源で、国の法令等で実施を義務づけられている国民生活に必要な行政サービスを確保するための財源を保障し、地方公共団体間の財政力の不均衡を調整するものでございます。地方財政の自立に必要な不可欠なものと思っております。また、地方自治体の一般財源の大きなウエートを占める財源でもあるわけでございます。

このようなことから、地方交付税を一方向的に削減することは、住民サービスの大幅な低下を招き、地方の自主的な政策を不可能にするものであり、地方分権の流れに沿わない行為と思っております。

次に、国庫補助負担金や補助金を伴う事業は、本来、国の責任で実施すべき施策を地方が代行しているものが多く、税源移譲がないと実施が困難になるのではないかという考えについてどうかということでございますが、地方6団体では、税源移譲に結びつかない国庫補助負担金の廃止は、三位一体の改革に名をかりた地方への責任転嫁であり、断固として受け入れられない旨の改革案を出しているところであり、私も市長会の一員としてそのように思っており、今後はこのようなことがないよう、強力にアピールしてまいりたいと思っております。

ちなみに、平成17年度においては税源移譲のないスリム化の改革として約3,000億円の補助負担金が削減されておりますが、本市に直接的にかかわるものはないようであります。

それから、3番目として、税源移譲に当たっては、従来の国庫補助率や負担率を引き下げるケースが続出しているが、こうした事態にどう対応するのかということにつきましては、国の補助負担金の対象事業は、補助基準に基づき、全国一律、画一的に実施することから、地域に合った施策の展開ができず、むだな部分があることや、施設に限って言えば、変革する地域環境にあって施設が所期の目的を達成したにもかかわらず、廃止し他の利用目的に転用し、効率的に活用しようにも、補助規定の制約から、むだに遊休施設としておかなければならない場合もあり、非効率的であると言われていたのも事実でございます。補助事業では枠に規制されるが、税源移譲がなれば、市の身の丈に合った効率的な行政の実現を図ることができます。

しかし、三位一体の改革の内容をみますと、児童手当、児童扶養手当、さらには義務教育費国庫負担金などのように国庫補助率を引き下げし国の関与を温存したものがあり、地方の裁量権拡大が疑問視される部分も見られます。

次に、そもそも国の財政危機を招いた原因ということでございますが、バブル崩壊後の平成4年以後、政府が景気対策として大型公共投資や特別減税などの経済対策を繰り返したことで、増加する歳出と減少する歳入とのギャップが拡大し、そのギャップを国債の発行で穴埋めしてきた結果が、今日の現状を招いている要因の大きな一つであると思っております。さらに、年々1兆円規模で増加し、国の予算の約4割を支出している社会保障費の拡大も要因ではないかと考えているところであります。

次に、三位一体改革が進めば、福祉・教育を初め国民の生活と暮らし全般にわたって大きな負担を強いられることになるが、どうかということでございます。

三位一体改革は、地方公共団体の自己決定・自己責任の幅を拡大し、自由度を高めて、創意工夫に富んだ施策を展開することにより、住民ニーズに対応した多様で個性的な地域づくりを行い、市民が豊かさゆとりを実感できる生活の実現と、税源移譲や国庫補助負担金の廃止を進めることで国の関与を排し、地方公共団体が主体的に行政運営を行い、国の依存体質から脱却し、全国一律・画一的な施策を転換し、住民の負担に見合った効率的な行財政の実現でございます。

さらに、地方分権の観点から見れば、低コストで住民満足度の高い社会の仕組みへの構造改革につながり、国・地方を通じた財政再建にも役立つものであり、長い期間、既得権化してきた歳出構造から脱却し、限られた財政資源のより厳格な配分と適正な負担を実現するという理念に基づく構造改革が図られると思っております。

次に、地方自治体の財政危機の原因についてのお尋ねでございます。

平成16年度の起債残高 246億円について、私の評価を伺いたいということでございますが、246億円のうち、市の施策と関係なく起こした起債、いわゆる特例債といわれる減税補てん債、臨時財政対策債の残額等が約38億円あります。起債は社会資本の整備に伴う経費を、その施設の恩恵を受ける後年の世代にも公平に負担していただくものでございます。

私は、振興計画に本市の発展につながる種々の施策を掲げ、市民と話し合いながら事業の実施を図ってまいりました。それらの事業が駅前中心市街地整備事業やチェリーランド整備事業、工業団地拡張事業、区画整理事業などの面整備であり、また、醍醐小学校建設を初めとする教育施設の整備、さらに身近な道路網の整備や地域の社会教育施設の整備など、そして、寒河江型福祉の展開の拠点施設ハートフルセンターの建設などなどであり、市長就任から市民の豊かさの実現のため邁進してまいりました。

その結果、発展基盤は飛躍的に充実し、活力に満ちた格調あるまちづくりが図られ、数々の大きな賞を受賞しました。このことは市民に大きな自信を与え、まちづくりへの参加意欲を喚起させ、グラウンドワーク事業を初めとする事業の展開により、協働のまちづくりが進んでいると思っております。

次に、具体的な市債の償還計画についてのお尋ねでございます。

現在、借り入れしている3%以上の銀行等引受債、これは平成17年度末で3億6,000万円になるかと思っておりますが、それについては低利な借換債により平準化を図ることとしております。さらに、今後は、新たな起債の借り入れを大幅に縮小し、起債残額を圧縮していく計画でございます。

なお、今後の起債残額の推移であります。今後は償還が完了するものもあることなどから、年々大幅に減額なるものと思っております。

ちなみに、平成16年度までの借入額で試算した平成17年度からの減少額及び残額は、17年度、18億4,000万円、18年度は19億1,000万円、19年度は20億8,000万円、20年度は21億円となり、20年度末残額は246億円が166億円ほどとなります。以後このようなペースで減額なる計画であります。しかし、17年度以降も借り入れがあるのでございますので、このとおりの減額とはなりません。借り入れについては抑制していく方針でありますので、これからは削減に残額は減っていくものと思っております。

次に、行革大綱とのかかわりについて何問かの御質問がございました。公務労働の現状のあり方についての質問が一つでございます。

現在、行政のうち公務員が担っているものは、道路交通などの警察行政とか道路・公園などの管理行政、環境保全行政、福祉行政、教育行政など市民生活に不可欠なものでございます。

明治22年に市制町村制が導入され、明治の大合併が行われましたが、当時は戸籍の管理や小学校の運営、税金の徴税が主な業務でありました。その後、経済の発展や社会情勢の変化などにより、市町村の担う業務が拡大

し、現在でも新たな行政課題が発生してきております。これまでは、このように拡大する行政需要に対し、職員を採用し、行政規模を拡大しながら対応してきたところでございます。

市町村の事務につきましては、御案内のように地方自治法に規定され、市町村は、基礎的な地方公共団体として住民の日常生活に直結する事務処理を、幅広く包括的に担うものとされておりますが、右肩上がりの経済成長が見込めない現状において、市町村が行うべき事務であっても、これを担うのは公務員でなければならないのかということを考える時期に来ていると思っております。御案内のとおり、現在の本市の行政を見ても、さまざまな業務委託を行っており、すべてを公務員が担っているわけではなく、このような考え方のもと、寒河江市行財政改革大綱を策定したところであり、限られた行政資源で効果的に行政を行っていくため、常に行政のあり方というものを考えてまいります。

次に、職員定数と行財政改革についてのお尋ねがありました。

このたび策定した寒河江市行財政改革大綱においては、定員の適正化を改革項目として掲げ、年度別定員適正化計画を策定し、職員数を今年度当初と比較して、平成22年度までに40人、7.8%削減するとしたところであります。そして、平成19年度までは新規採用を行わないとしたところであります。このことは、組織の再編と民間委託、さらに業務量の減少を勘案すれば、平成19年度まで新規採用を行わなくても、市政運営に必要な職員数が確保されると判断したものであります。

そこで、行財政改革に精力的に取り組むことを優先し、平成20年度からは職員の年齢構成を考慮して、新規職員の採用を行っていきたいと考えているところであります。新規採用は平成14年度から行っておらず、平成19年度まで6年間、新規採用がないこととなります。この6年の期間というものは、危惧が生じるというほどの期間ではないものと思っておりますが、他市において、受験資格の年齢要件を広げている例もありますので、平成20年度からの新規職員の採用に際しましては、このことをも検討していきたいと考えております。

次に、職員の意識改革についてであります。行財政改革大綱の答申に際し、推進委員会の意見集約事項が示され、その中に「業務に余裕がある場合には、他の忙しい部署の手伝いをするという職員の意識改革が必要である」とあります。このことは現在、課、係ごとに業務が細分化されており、専門性はあるものの、他の課・系の業務について職員の知識が少ない状況にあること、また、イベントなどへの対応を除き、業務に対して課、あるいは係横断的な対応が不十分であると市民から感じられているものであると思っております。

そこで、自己の担当業務に対する専門性を有しつつ、市全体の業務について広い知識を持ち、市民の日常生活における問いに対して、一定程度は対応できるような職員総窓口化を目指すとともに、市全体の業務の平準化や自己の担当業務を越えた行政課題への対応に全職員が取り組むようにし、効率的で生産性の高い行財政運営を行っていきたいと考えているところであります。

次に、花・緑・せせらぎ推進課についてのお尋ねがございました。

花・緑・せせらぎ推進課は、平成14年に開催された全国都市緑化山形フェアのもたらした花・緑に対する意識の高揚を、さらなるまちづくりに生かし、花・緑・せせらぎのまちづくりとグラウンドワークをより一層推進するとともに、花の植栽や飾花、清らかな流れのせせらぎ空間づくりなど、各課で対応していた花・緑・せせらぎ推進に関する事業、それから公園・緑地・街路樹などの管理を一元化し、市内全域の調和のとれた美しい街並み、景観の形成を図るため設置したものでございます。

第5次振興計画は、第4次振興計画の花・緑・せせらぎのまちづくりを継承発展し、歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市寒河江を目標とする将来都市像としており、花・緑・せせらぎ推進課の役割はさらに大きなものになると思われまますので、他の課との統合は考えないところであります。

次に、住民生活にかかわる幾つかの課題について質問がありました。

まず、生活保護行政についての質問でございますが、御案内のとおり、生活保護制度は、生活困窮者に対し最

低限必要な生活を保障するという、今日の社会保障制度の根幹に位置づけられている制度でありまして、このことは生活保護法第1条に、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」とうたっているところからも明らかであります。

しかしながら、保護に要する経費が国民の税金で賄われていることなどのため、保護を受けるための条件としては、各人がその持てる能力等に応じて最善の努力を行っていただくことが先決となっており、そのような努力をしても、なおかつ最低生活が営めない場合に初めて保護が行われる。これがこの制度の基本となっているところであります。

つまり、生活保護とは、生活に困窮する者がみずから利用することのできる資産や能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件とするものであり、生活保護法第4条では、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われなければならないとされているところであります。

そこでお尋ねの、まずは、本市の現状はどうかという質問でございます。

本市における、保護の実施状況を申し上げますと、不況の長期化と雇用環境悪化の影響が一段と深刻になった平成14年度から15年度には、被保護世帯数がピークに達し、89世帯という高水準に至ったものであります。景気に明るさが見え始めた平成16年度に入ると一転し、有効求人倍率が0.72に上昇するに従って、徐々に減少傾向が顕著になってきたところであります。この傾向は平成17年度も続き、11月末時点での被保護世帯数は73世帯となっているところであります。

保護率につきましては、パーミルという単位を使い、人口1,000人に対する被保護者数の割合を示しているものですが、本市の場合は、11月末時点での被保護者数が89人で、2.01パーミルとなっており、全国の11.40パーミルや県全体の4.21パーミルをともに下回っているところであります。

保護の開始・廃止の状況についてでございますが、平成16年度における保護開始は7ケースであり、開始理由の内訳は、一つは、手持ち金なしによるものが3ケース。二つには、世帯主傷病によるものが2ケース。三つには、他市町村からの転入によるものが2ケースとなっております。また、保護廃止は16ケースであり、廃止理由としては、一つが、死亡が5ケース。二つに、施設入所が3ケースと、この二つで廃止ケースの半数を占め、残りは年金増加、それから稼働収入増、働き手の転入、傷病治癒など、個々の理由により廃止となったものであります。

平成16年度末の生活保護世帯を世帯類型別で区分しますと、高齢者世帯が41ケースで54.0%と半数を超えるほか、障害者世帯と傷病者世帯がそれぞれ15ケースで、合わせて39.4%となるなど、ハンデキャップ層世帯が全体の90%以上を占めており、特に単身の高齢者や単身の障害・傷病者が全世帯の84.2%になっていることでもわかるように、稼働困難な世帯の増加が顕著であり、雇用環境の改善傾向にもかかわらず、自立に結びつけることが容易でない現状となっております。

次に、認定の基準についてでございます。所得、それから車の所有、貯金の有無、扶養者の範囲などについて具体的にどの程度考慮されているかという質問であります。

今も申しあげましたように、生活保護を受けるためには、その前提条件をすべて満たすとともに、その者の収入が国で定めた最低生活費を下回っていることが必要であります。その場合、収入の認定は月額で計算し、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは、前3カ月間程度における収入額の平均月額によるなど、収入の実情に合わせ適正に認定しているところであります。

その際の手持ち金や預貯金などについてですが、保護の要否判定に当たっては、その全額を収入として取り扱うこととなります。しかしながら、実際の保護開始のときは、最低生活費の5割までの額については、国の通知

に基づき収入から外す措置をとり、一定の配慮を行っているところであります。

車の保有につきましては、御案内のとおり、国の通知では、障害者の通勤用も含め極めて限定的にしか認めておりません。ことし5月に出された福岡地方裁判所の判決内容等については承知しているところでありますが、これまでのところ、国や県からの運用緩和に関する通知が来ておりませんので、本市としては、従前の取り扱いのとおり考えているところであります。

それから、扶養者の範囲についての質問でございますが、民法における扶養義務の規定は、その人的範囲として夫婦のほかには直系血族及び兄弟姉妹と、これら以外の3親等内の親族と定めているところであります。

これに対し、生活保護制度における扶養義務の範囲は限定的でありまして、通常は親子、兄弟姉妹、配偶者となっております。これは実際に扶養が期待できる範囲として考慮されているものと思われませんが、本市では、その範囲内の扶養義務者であっても、高齢者や若年層については扶養能力を考慮し、現実に即して扶養義務照会を実施しているところであります。

それから、国庫負担金についての削減、今回の関係でどう考えているかということでございますが、御案内のように、平成18年度の国庫負担金の削減問題については、現行の負担率が維持されることで決着され、大変安堵しているところであります。

しかしながら、この決着の内容には、適正化の効果が上がらない場合には、国と地方は必要な改革について早急に検討し実施するとの字句が盛り込まれており、市町村にとっては、平成19年度に向けても、引き続き厳しい状況が続くものと認識しているところであります。

本市としましては、生活保護費国庫負担金の削減反対等について、全国市長会が行う各種要請行動には、今後とも山形県市長会の一員として対応してまいる所存であります。

次に、育児休業明けについての諸問題についてのお尋ねが……

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時00分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 答弁の続きを申し上げます。

育児休業明け幼児の受け入れ体制のことでございます。

近年の家族構成や雇用環境など社会情勢の変化に伴い、複雑多様化する保育ニーズに対応するため、12時間保育の実現や、障害児保育、さらにはゼロ歳児保育の実施等に取り組み、次世代を担う子供たちの育成と子育て家庭の支援に努めてまいったところでありますが、平成16年度に子供を安心して産み育てられる寒河江市を目指して、「子どもすこやかプラン」というものを17年の3月に策定し、今後5年間の子育て支援策を総合的・計画的に推進していくこととしております。

市立保育所としては、一つの分園を含む7カ所があり、ことし4月現在では、定員630名に対し657名の児童が入所しております。また、民間の就学前の児童施設としては、幼稚園が3カ所、認可外保育施設が5カ所、その他企業内保育所が2カ所あり、合計704名の乳幼児が入所しており、各施設が持つところの特色を生かしながら、保護者のニーズに対応した各種サービスを提供し、子育ての支援を行っているところでございます。

そこで、質問にありましたゼロ歳児保育の定数拡大についてでございますが、寒河江市の出生数は年間約400

名でほぼ横ばいに推移することが予想され、総枠としての入所希望者は横ばいと考えられますが、今後の保育ニーズは、低年齢児において増加することが考えられます。

ゼロ歳児保育は、公立ではたかまつ保育所と認可外保育所において実施しておりますが、認可外保育施設では、年度当初に比較して24名を年度途中で受け入れていただき、現在では44名が在籍しており、ゼロ歳児保育の需要におおむね対応できているものと考えているところであります。このことから、改めて保育定数の拡大は必要ないと考えております。

なお、低年齢児の積極的受け入れと延長保育の実施、さらには入所している乳幼児の処遇向上を図るため、認可外保育施設に対して県補助事業を積極的に活用し、平成17年度では、5施設に対し総額約688万円の支援を行うこととしているところであり、今後も市立保育所と他の市内の幼児教育施設及び認可外保育施設が互いに特性と機能を補完し合いながら、これらの多様化する保育需要への対応を図っていきたいと考えております。

次に、この育児休業明け保育についてでございますが、別枠定員の確保をすべきでないかとの質問であります。

市立保育所では、これまでも中途入所希望があった場合には、いわゆる定員の弾力的運用で示されている4月当初の115%、その後の125%以内により柔軟に対応しており、1歳児については、平成16年度においては10名を、今年度においても12月までに5名を新たに受け入れておりますし、認可外保育施設においても、4名を年度途中で受け入れていただいております。

このように、いわゆる定員の弾力的運用により、入所希望が出たときに柔軟に対応しており、定数を別枠で確保することは考えていないところであり、今後とも市立保育所と他の市内の幼児教育施設及び認可外保育施設が互いに特性と機能を補完し合いながら、適正に対応していきたいと考えております。

さらに、1歳児の入所についてでございますけれども、年度途中からの入所の場合、年齢の数え方は入所月の初日現在となっていることから、1歳児としての受け入れは、原則的には誕生月の翌月となりますが、これまでも入所時期については家庭環境を考慮しながら打ち合わせを行い、できるだけ要望に沿った日に決定してきたところであります。

しかし、次世代育成支援を一層進めるため、育児休業法が整備され、今後は育児休業取得者の増加が予想されます。これらの育児休業明けの入所希望者に対応するため、さらに入所希望者との打ち合わせを密にいたしまして、必要な保育ニーズに柔軟に対応していきたいと考えております。

以上です。

新宮征一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 大変丁寧な答弁、ありがとうございました。ただ時間が残り少なくなっておりまして、ポイントを絞ってお伺いをしたいと思います。

一つは、国に対する、いわゆる地方自治体としての対応の問題、その政治姿勢の問題については、全国市長会等で一緒になって頑張っていきたいというふうな市長の表明がありましたので、時間もありませんし、それ以上突っ込む予定はありません。

もう一つ、本市の財政状況をどう見るかという点について言いますと、総務省が作成している類似市町村を1とした、いわゆるレーダーチャートというのがあります。それで本市の財政状況を見ますと、実は顕著に、一つは債務残高が突出しているということがあります。それから積立金の現在高も極端に低いということで、そういうふうなレーダーチャートが存在しています。そういう意味では客観性をもって本市の財政状況を比較することができますけれども、そういう意味では、いわゆる一般的によその自治体も大きな借金を抱えているのだから、本市も同じだというふうな条件には単純にはならないと。本市の場合は特に起債残高が多いという点を、冷静に見ていく必要があるのではないかとこのように思います。

私たちも、これまで高利の縁故債の繰り上げ償還や、あるいは政府債の借りかえを強く何度もこの場で当局に要請をしてきた経緯があります。その点での一定の実績も認めるわけですが、あるいは単年度の借入額を返済額より上回らないというふうな一つの物差しをつくって、財政運営をするべきでないかというふうな提起もこれまでしてまいりました。結果的に現在そうなっているということでもありますけれども、政策的にやっぱり、そこをきちっと打ち出していくということが大事なのではないかとこのように考えています。

それから、一番大きな問題は、いろいろ前問の質問者でも質問がありましたけれども、いわゆる大型の公共事業の選択の問題については、やっぱりこれは平行線になるかもしれませんけれども、やっぱり見直しをしていく必要があるのではないかとこのことを重ねて申し上げておきたいと思います。

それから、公務員のいわゆる責務についてでありますけれども、さきに非常に大きな問題になりました耐震強度構造計算書の問題であります。これは「民でできることは民で」という大号令のもとに1999年に実施に移されて、民間の調査機関が発足をしたと。これは政府の鳴り物入りでできた組織でありますけれども、実際には、日本の大手の住宅メーカーなどが出資をしてつくり上げた検査機関が大半なわけでありまして、いわば建設する側が検査をするというような組織であったわけですが、そこからこの前のような、いわゆる癒着、あるいは偽造という問題が出てきて、直接国民の生命財産が脅かされるような建築物が多数つくられたという経過がございます。それが公務員だったらどうかという問題がありますけれども、少なくとも偽造するなどということはあり得なかったというふうに私たちは考えています。

公務員は、就職するに当たって宣誓書にサインをするわけですね。憲法遵守、あるいは地方自治法遵守ということで、住民に奉仕をするという所信を誓うわけでありまして、いわばこれは高収益がゴールであるような民間の事業団体に勤める職員とは、また違う立場で働くわけでありまして、公共のために奉仕をするという強い自覚を持った人間集団が、私は公務員だというふうに思っていますけれども、例えば火事があれば、命をかけてそこに飛び込んでいく消防士なども一つの例でありますけれども、こういう高い倫理観を持ったのが公務員でなければならぬし、実際にそれで構成されているのが地方自治体だというふうに思います。そこにやっぱりきちっと任せておく仕事について、中身をきちっと精査をする必要があると。

何でもかんでも、民でできることは民でということにはならないのではないかとこのように、今回の行財政改

革の中でも一定の線引きをする必要があるんでないかというふうに思っていますが、その中で特に保育所の指定管理者の問題とか、いろんな問題がありますけれども、やっぱりそのところはもっと十分な検証を経た上でやるべきだというふうに思います。

それから、それと関連しますけれども、職員採用が6年にわたって行われなかったということについてであります。

先ほど言ったように、公務労働というか、公務員の仕事は、いわば住民に奉仕をする、あるいは住民のための仕事をするという、いわば使命感を持った人間集団でありまして、同時に、高い職業意識と専門知識が求められるわけがありますけれども、その継承、伝達、あるいは蓄積というのが、新しい人材が6年間途絶えるということの重大性を、やっぱりしっかりと見る必要があると思います。

市長は、さしたる問題でないということを行いましたけれども、長い将来を見た場合、果たしてそれでいいのかというふうに私は素朴に疑問に思うわけでありまして、そういう意味では定数管理の枠の中で一定数を採用していくということが必要なのではないかと。これは政策的な、あるいは政治的な判断としてやらなければならないと思います。そのところをお伺いをしたいというふうに思います。

それから、行財政改革大綱では、事業の評価システムを取り入れるというふうなこともうたっておりますけれども、これをどのような形でやるのが、まだ見えておりません。それはどうなのか。私は基本的には、その受益者である市民が評価をすべきシステムにするべきだというふうに思いますので、そのところを市長の見解をお伺いをしたいと思います。

それから、課の統廃合ですけれども、別に私は花・緑・せせらぎ課に働いている職員が不必要だというふうなことを言っているわけじゃなくて、その仕事の一つの課をもってやらなければいけないというふうなことになるのか。この、これほど激しい課の統廃合が今回提起されている中で、いわば御身無事なのが花・緑だけだというふうな気がします。地域振興にしても、あるいは課そのものが消滅するところもたくさんあるわけですから、そういう中であって、なぜ花・緑だけが存続をされなければならないのか。どうせなら、この際きちっと統合を進めていくべきでないかというふうに思いますので、改めてお伺いをしたいし、これは都市計画課と土木、農林のいわば三つの部署が1本になる建設課に統合するか、あるいは観光行政というのであれば商工観光の方に一部を合体してもいいだろうし、そこら辺はもっと柔軟に検討を重ねるべきでないかというふうに思います。

それから、生活保護については、市長は国のマニュアルどおりの答弁でありました。いわゆる適正化、政府が進める適正化の指導の線に沿っているようでもありますけれども、同時に、それでは生きていけないということで全国各地で裁判に持ち込んでいる、そういう事例がたくさん生まれています。その中でほとんどの裁判がいわば実質勝訴と言えるような内容の裁判になっておりまして、例えば、貯金の存在、あるいは車の所有の存在などについては、いろんな条件がありますけれども、判例では認めていくというふうな判例の実例が出ています。

それで、具体的にお伺いしますけれども、生活保護とは自立を促すための法律であります。つまり、行く行くはその保護から脱却して、ひとり立ちできるようにその手助けをするのが生活保護というふうな認識を私は持っているんでありますけれども、いわば障害者とか高齢者は別ですよ。そうでなくて普通の人生活保護をどうしても受けなきゃいけないという事態に立ち入った、理由はさまざまですけれども、将来はひとり立ちしていくというふうな、できるための援助だというふうな考え方に立つのであれば、貯金は全部食いつぶせと。それから持っている財産は全部処分すると。車などもそうだと。ということで、そこから保護が始まるよというのであれば、いわば餓死寸前に人間を追い込んで、そこから、それでは助けましょうというのでは、人格も、あるいは人間としての尊厳も、いわば痛めつけられた中でやっと保護が受けられるということになるのでないかということで、そ

このいわば経過的な判断はもっと弾力的であっていいのではないかというふうに思います。

それで、いろんな過去の判例もそうなっているということでありまして、一つは車の問題について伺います。

寒河江は公共交通機関が非常に少ないという地域でありまして、仕事に行くにも、あるいはちょっと用を足すにも車がないと暮らせない地域であります。それが、ある人の場合ですと車があるからだめだというふうに門前払いを食らったようでもありますけれども、例えばその人が、今無職ですけれども、ハローワークに行き仕事を手配してもらったと。そうしたら東根の職場だったという話なんですね。そうすると、そこに行くには足がない。そういう人たちにまで車を捨てると。それは捨ててきたような車で、任意保険にも入ってない、あるいは自賠責だけという車で、車の値打ちはゼロというふうな車で、私も実際拝見しましたけれども、そういう車まで捨てると。でないと保護は受けられませんよというようなのが今の、これは国のマニュアルですので担当者の責任ではありません。

でも、行政の長が、国の適正化に沿ってだけでなく、市民の生存権、あるいは生きる権利をどう守っていくかということでもありますので、そこら辺の処置は行ってしかるべきなのではないかと。

あるいは、年間の国民年金の収入が34万円しかないお年寄りがあります。自分の家、だんなさんが残した家なんですけれども、これに住んでいるひとり暮らしのお年寄り、30万円の年金収入しかありません。これがその固定資産税が2万6,000円ですね、それから国民健康保険税、介護保険等々で7万3,000円年間引かれます。それから、お年寄りですのでデイサービスを利用しているんですけれども、月に3回から4回、週1回です。これが食事代が有料になったということもあって1回1,200円だそうですけれども、これが年間5万7,000円ぐらいになると。そうすると、それ以外のお金で、20万弱のお金で食料費、水光熱費などを払わなければいけないというのが実態です。

こういうお年寄りもいます。こういう人も該当しないというようなことで、もう少し市民の生活実態を踏まえて保護の適用、保護率が少ないからということだけでは説明つかない現実があるのではないかと。あるいは、それを行政に言うに言えないお年寄りもたくさんいるわけです。つまり老齢福祉年金のようなものしかもらっていないお年寄りというのは大体こんなものですね。そういう点でもう少し実態に合った保護の適用を考えていただく必要があるのではないかというふうに検討をお願いしたい。

それから、保育制度の問題ですけれども、育児休業明け、要するに丸1年経過した後の過渡的な保育の問題ですけれども、市長は弾力的に運用しているというふうに言いましたけれども、知らない人聞いたら、本当かなというふうになりますけれども、私が直接相談を受けたケースはそうでないんですね。

産休明け、育児休業明け直前になっても、まだ受け入れ保育所が決まらない。それから、その子は誕生日が6日でした。そうすると7日から30日まで、あるいは31日までの期間、お母さんが働きに行くわけですので、預かってくれるところを必死になって探したんですね。なおかつ、その翌月から公立保育所で保育してもらえる保証がないということで大変焦っていました。近所のお母さんが、その間だけだったら1カ月程度だったら見てあげましょうということで、そこはいわゆる空白期間の解消にはつながったんですけれども、同時に、正規の入所についての確約がまだとれていなかったと。

そのときの説明では、法律で満年齢の翌月からというふうに法律ではなっているので、それは動かせませんという対応だったんですね。市長の今の答弁とまるで違いますよね。つい最近のことです、それは。そういう点では市長にその情報が正確に伝わっているのかわかりませんが、あるいは知っていて言うわけないですよ。そういう意味では、もう少し血の通った行政、幸いあきが出たということで入所できたようだけれども、間際までお母さんが本当に気をもんで暮らさなきゃいけないような今の制度では困ったものだというふうに

思います。ぜひそういうことのないように、これからは配慮していただきたいと。

市長の答弁を前向きに受けとめるとすれば、今後はそういうことはないだろうというふうに理解しますので了解しますが、そういうことのないように今後はお願いをしたいということをお願いして、第2問にしたいと思えます。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、寒河江市の債務の問題でございますが、私はいつも、これまでも言ってきたんですけども、債務がどう使われてきておったかと。起債残高、現在のような数値になっておりますけれども、どのように使われてきたかと。そして、どうそれが市民に還元されているか、あるいは寒河江市の将来について、どう貢献しているかというような見方というものが、これは私は必要だなと、こう思っております。

これまでも全国的に見ますと、それは確かに補助金を分捕るといいますか、補助事業を導入するというような意味で不必要な事業、そしてまた、それも箱物を初めとするところの大型公共事業の投資に向けられてきた傾向もなかったとは私も思っておりませんし、あるいはまた、関西の方の、あるいは市のような、譲与といいますが、一般財源の使い方をしているというようなことも、これはまた別な視点からですけども、あるわけございますから、そういうのが起債残高に対しての目というものがあろうかなと、このように思いますけれども、今言ったような私の視点から申すならば、どう使われ、どう市民と市に還元されて、市の発展に寄与しているかというようなことも着目していただかなければならないものだなと、このように思っております。

割と、この公共事業ということになりますと、悪者扱いというようにされがちなのがこれまででございます。そう非難されるようなものも、全国的に見ればなかったとは言えないと思っておりますけれども、寒河江市の場合には、こういう不要不急のものというものは……、あるいは緊急度の高いものとか、そういう分野とか、寒河江市の将来において何をすべきかというようなことを、これを、長年といいますが、長い目の中でそれをつくり上げて、そして大きな事業に取り組んできたということでございまして、駅前を中心市街地、一つの例としましてもそれだろうと思っておりますが、寒河江市の姿を変えた、あるいは将来の寒河江市の大きな資産になってきておるといふこと、そして寒河江市のみならず周辺自治体、あるいは山形県全体にとっての大きな資産として中心市街地の整備ということがあったと。

それなりに、何といいますが、起債残高というものもあることは確かでございますけれども、でも、今言ったような寒河江市全体の将来を見通したところのものに使われておるんだということを見ていただかなければならないのだろうと、このように思っております。そういう意味で、また大型事業、特に新しく木の下区画整理事業というようなものに組合施行で着手しておりますけれども、これもさらに寒河江市が中核都市としての発展の基盤になればなと、このように思っております。

きのうですか、発表されましたところの国調人口になりますけれども、山形県の場合は4市1町が人口、世帯ともにふえておるわけでございますが、寒河江市もその中に入っておるわけございまして、そういうのもこれまでの投資してきた事業というものが生きています。それが、債務残高の方にもつながっているということは申しあげられますけれども、そういうことがあるということでございます。

それから、公務員の問題だろうと思いますが、御案内のように、公共の存在というものは、これは何も利益を追求するというものじゃございませんけれども、いかに、これだって市民からちょうだいしたところの税というものを市民にいかにしてサービスを、よりよく望むものを提供するかという意味から言いましても、何も、効率的なサービス、より効果的な運営というものは、これはしなくちゃならないものだ、このように思っております。

そういう意味からいきますと、そういう自覚を持ったところの職員でなければならぬと、このように思います。ですから、十分、民間委託するにしましても、官から民に、総体的な問題としてこれからのいろいろ移すことがあるわけでございますけれども、十分そういう観点というものを、委託した場合におきましても十分心得てや

っていただくというようなことを、これは心がけていただかなくちゃなりませんし、それを十分監視する市としても、あるいは市民としてもそれを監視していく必要があるかなと、このように思っております。

それから、職員採用をしばらく中断することで、何といいますが、今の職員から、新たに入ってくる20年度から入ってくる中に、十分伝えられてこないのでは、職員としての気持ちが伝えられてこないんじゃないかというような御指摘があったわけでございますけれども、この辺はやっぱり十分、20年度から採用する職員には研修を通じてとか、あるいは職場訓練とか、そういうものを通じまして勉強していただくということは当然必要なことでございますし、その前に、現職員がそういう、何といいますが、意識を持って現在も取り組まなくちゃなりませんし、あるいは将来入ってくるであろうところの職員に対しましても、そういう気持ちを伝えるというようなことは、これは十分心得ておかななくちゃならないだろうと、このように思っております。

それから、花・緑・せせらぎの話がございましたけれども、これはどうして都市整備課というものに合併といいますが、一緒にしなかったかという御質問なわけでございますけれども、現在のまちづくりの中で、何と言いましても、花・緑、あるいはせせらぎのまちづくりというものはこれは寒河江のシンボルの一つであると、このように思っております、ですから、そういう具体的な名称がつけられておるところの課名というものも非常に注目をされてこれまでもきたところなわけでございます。

それで、この花・緑・せせらぎというのは、いわゆるまちづくりに関係してくるということと、寒河江のシンボルであるということと、それからもう一つには、非常に、ほかの課もそうですけれども、市民の花・緑に対するところの意識の高揚というものに、そういうソフト面といいますが、そういう面で大変な貢献をしておりますし、現在も大きな事業をソフト事業としてやっておることが私は言えると思っております。そういう意味からいえば、私はそのまま残していくということが、あるいはイベントにしてしかりで、花咲かフェアINさがえのイベントにしましても、非常に少人数であれだけのものをやっているということから考えれば、もっともこれは市民のボランティア活動等々いろいろあるわけでございますけれども、それらをうまくしたと、こういうことが言えると思っております。

それから、生活保護でございますけれども、今回、車に対しての判決が出されておるわけでございますけれども、やっぱり生活保護というのは全国一律の基準というものが、これは求められるだろうと思っております。そのようなことから、今回の三位一体の改革の中でも生活保護が該当しなかったということで、1問でも答弁申しあげましたように、一安堵しておるわけでございますけれども、じゃ市長の独自裁量というものが及ばないのかと、こういうことだろうと思っておりますけれども、これらの判決等がいろいろ出てくることによりまして、全国統一したところの考えなり、あるいは措置というものがこれが順次生まれてくるのかなと思っておりますのでございます。

それから、保育制度でございますけれども、寒河江市におきましては、1問で答弁申しあげましたように、入所の定員にしましても、あるいは入所時期にしましても弾力的にやっておるところでございますので、でき得るものにつきましては、このような対応というものを継続して、保育を希望している家庭、子供に対しての対応というものを十分実態をも見つめながら処理して、対応といいますが、してまいりたいと、このように思っておりますのでございます。

## 那須 稔議員の質問

新宮征一議長 通告番号19番、20番について、18番那須 稔議員。

〔18番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は、公明党と通告をしてある件に関心を持っている市民を代表して、私の考えを交えながら質問をさせていただきますので、市長の御所見をお伺いいたします。

通告番号19番、福祉行政の取り組みについて。

初めに、心臓突然死を防ぐために、自動体外式除細動器の設置についてお伺いいたします。

高度成長の到来とともに交通事故が急増し、交通事故による外傷患者への高度な緊急治療の必要性が差し迫ったことから、救急医療が重視されてきております。さらに、社会情勢の変化により高齢化が進み、今後ますます救急医療の必要性が大幅に増加するものと予想されております。

そのような状況の中で、総務省が公表している救急救助の概要では、救急車の搬送人員は年々更新しており、特に救急救命士による救急処置では、電気ショックによる心肺機能の回復を図るための除細動器の使用回数の増加が報告されております。

資料によりますと、全国では毎日80人近くの方が心臓疾患による突然死で亡くなっていると言われており、多くは心臓の心室が突然震え出し、ポンプ機能が失われる症状の心室細動が原因とされております。

このような心室が突然震え出す心室細動が起きた心臓をもとに戻すためには、電気ショックを与えることが必要だと言われております。これを可能にするのが除細動器であります。

この除細動器は、この震えを電気ショックで取り除き、心臓の機能を正常化させる医療機械であります。2002年までは救急救命士が医師に電話連絡をして患者の情報を伝えた後、医師の指示に基づいて除細動器を使っていましたが、2003年度から救急救命士が除細動器の使用を医師の具体的な指示を受けず実施できるようになりました。そして、2004年7月1日から自動体外式除細動器を一般の人でも使用できるようになり、大幅な救命率アップにつながっているようであります。

ことし、半年間にわたって開かれた愛知万博では、この自動体外式除細動器が威力を発揮しております。開催から3カ月後の6月には、心肺停止状態に陥った男性を、現場に居合わせた来場者が会場内の自動体外式除細動器を使用して救命し、話題となったとのこと。報道によれば、愛知万博開催期間中、5人が心停止で倒れ、うち4人が電気ショックなどで一命を取りとめたということでありました。

会場には約100台の自動体外式除細動器が設置され、万博スタッフも自動体外式除細動器の使用方法などの講習を受け、まさかの時に備えたとのことでありました。愛知万博会場内外の救急隊も除細動器を備えていたが、会場からの要請があった場合、119番通報から救急車の到着まで平均7分かかるとのこと、このことを考えれば、救命効果が高いとされる3分から5分以内に除細動器を使えるようにするには、愛知万博会場では、より多くの自動体外式除細動器を設置する必要があったと言われております。

自動体外式除細動器は初心者でも使えるようにできていますが、やはり使用方法を含めた救命講習を受けておくことが望ましいことでもあります。なぜなら、自動体外式除細動器は心肺蘇生法と組み合わせることで効果がより確実なものとなるからであります。自動体外式除細動器が届くまでの間、人工呼吸や心臓マッサージを行えば、心肺停止に陥った人をかなりの確率で助けることができるのであります。

私も過日、自動体外式除細動器の使い方を体験してきました。この自動体外式除細動器は、講習を受けた者であればだれでも使用可能であります。操作は驚くほど簡単です。本体とコードでつながった二つの電極パッドを

それぞれ患者の右肩と左わき腹に張り、電源ボタンを押します。すると、機械の種類にもよりますが、中には自動体外式除細動器が音声で順を追って説明してくれます。電気ショックが必要かどうかは、装置が心電図を測定して自動的に判断するようになっているようです。心室細動の特徴を検知したときだけ作動する仕組みなので、安心な装置になっているとのことであります。

このような自動体外式除細動器は、もう既に国内ではサッカーのJリーグのすべての試合会場に設置され、それに航空会社も機内の設置を進めているようであります。また、県内においては、県の施設、県内の自治体などにおいても自動体外式除細動器の設置についての動きなどが出てきております。

心室細動は、早い段階で電気ショックを与えれば回復するようですが、それが1分おくれるごとに救命率が10%ずつ下がるということ。10分を過ぎると救命は難しくなると言われています。発生から3分以内に自動体外式除細動器が使われた場合、74%が救命に成功するとの報告があります。心肺停止で倒れてから、その後、処置が1分おくれるごとに生存率が10%ずつ下がるということ。まさしく1分1秒を争います。一人でも多くの命を救うために、自動体外式除細動器の設置が急がれるのではないかと思います。

そこで、以下についてお伺いいたします。

1点目は、心臓性の突然死を防ぐためには、私たちの身近なところにどれくらいの自動体外式除細動器が設置されているかが、救命効果の大きさにつながってくるのではないかと思います。そのことを考えますと、市役所、ハートフルセンター、体育館、文化センターなどの公共施設など、人の集まる場所へ自動体外式除細動器を設置し、市民の命を時間の壁を超えて守ることをぜひ取り組んでいただきたいと思っております。このような施設への自動体外式除細動器の設置について、いかがなものか御所見をお伺いいたします。

2点目に、自動体外式除細動器が設置される際には、自動体外式除細動器の使用について、市職員を対象に講習会を開催し、適切に使用できるようにインストラクターの養成をしてはいかがなものか、お考えをお聞きいたします。

3点目は、救命講習の普及啓発についてであります。特に心臓についての応急手当てについて、3分から5分で救急措置をすれば救命率が高いという医療データにもありますように、救急隊が現場に到着するまでの間に、有効な救命措置を施すことのできる人がその付近に居合わせれば、救命効果が高まることが可能となります。救命効果の向上のためにも、一人でも多くの市民が正しい自動体外式除細動器の使用など、その他応急手当ての方法を身につけておくことが大切と考えます。

その意味からも、自動体外式除細動器を設置される際には、市民を対象に、万一の場合、市民が迅速に対応できるよう、心肺蘇生法とあわせて自動体外式除細動器の取り扱い方の講習会を開くことについて、いかがなものか御所見をお伺いいたします。

次に、高次脳機能障害者に対する支援についてお伺いいたします。

聞きなれない障害の名前、高次脳機能障害とは、交通事故などの災害や病気などにより脳を損傷した後遺症で、思考・記憶・行為・言語など知的な機能に障害があらわれることを言うと言われております。

症状としては、注意力や集中力の低下、自分が今見ている、意識している空間を見落とす。見えるのに認知できない。意図した行動や指示された動作が行えない。比較的古い記憶は保たれているのに新しいことを覚えるのが難しい。感情や行動の抑制がきかなくなる等の症状があらわれます。日常生活にはさまざまな支障を来すようであり、また、身体の障害は完全に治っていますが、または軽傷のために外見からは全くわからないことが多く、障害を知らない人から誤解を受けやすく、人間関係のトラブルを繰り返すなど、社会復帰も難しい障害であるとされています。

現在、このような障害に対する社会的認知度は低く、いまだ社会的にも十分理解されていないのが現状であります。そういう中で医療関係者にはようやく理解されてきましたが、障害の判断基準などもいまだ確立されていないのが現状であります。そのため、高次脳機能障害者は身体障害者としても知的障害者としても認定されず、施設入所、ヘルパー活用などの福祉制度の対象とならないケースが多く、この障害を持つ患者、家族は、医療・福祉行政のはざまに置かれ、適切な支援がなされていない状況にあり、患者と患者を持つ家族へ大きな負担となっているのが現状であります。

私が、この問題について初めて実情を知ったのは、ことしの7月に山形市で開催された高次脳機能障害者家族の会の設立準備会であります。高次脳機能障害者家族の会の設立準備会では、脳外科の専門の先生の講演の後に、家族の方から現状の報告などがされていました。

その中で、家族が脳膜炎から高次脳障害者となり、年長いた母親と二人で生活しており、将来に不安を感じており、どのように生活していったらいいのかと嘆いている人、また、交通事故で高次脳機能障害者となり、一人では生活できず、生活全般を家族で面倒見ておるなどの大変な状況を訴える声でありました。知的でも精神でもなく、身体の障害者でもない高次脳機能障害者には、福祉の谷間にあることから、今ある福祉サービスを十分に受けることもできずに生きていく不安の大きさを切々と訴えているのがほとんどでありました。

国としてやっと重い腰を上げ、具体的な支援方策を検討するため、高次脳機能障害支援モデル事業が平成13年より開始され、平成15年までの3年間で診断基準、訓練プログラム、支援プログラムなどが作成され、平成16年及び17年度では、これまでのモデル事業の成果を踏まえ、地域の関係機関との連携のもとに、支援サービスの試行的実施により支援体制の確立を図る予定となっております。

第2回高次脳機能障害者家族の会がことしの10月、前回同様、山形で開催されました。その家族の中に、脳梗塞で倒れた夫の介護をしているのだけれども、預ける人もなく、処方される安定剤を少し多目に飲ませ、かぎをしめて家を出てきたとのことでした。もし何かあったらどうするのか。その時はその時と笑っておりましたが、その表情に私は、自立した生活が送れなくなった障害者を家族が24時間介護し、損傷された脳のかわりになって支援を訴え続ける大変な御苦労が感じられ、早急に支援が必要だと痛感いたしました。

以上のことを踏まえて、以下についてお伺いいたします。

第1点目は、本市における高次脳機能障害者について、どのように把握されているのか。把握されていない場合、本市においても高次脳機能障害者の実態調査を行い、実態の把握をしなければならないと思いますが、考えをお聞きいたします。

第2点目は、高次脳機能障害者について、耳新しく症状、実態等が余りよくわからない状況にあるのではないかと思います。保健師、福祉施設のヘルパー、ケアマネジャーなど福祉施設関係者の職員の人たちの集まる機会に、高次脳機能障害者の学習や啓発をして、まず広く知っていただくことだと思います。高次脳機能障害について広く知っていただくため、福祉関係者を対象にした研修会の開催について、いかがなものかお聞きをいたします。

3点目は、高次脳機能障害者は症状固定なので強制的な退院のケースが多く、その後のリハビリテーションシステムがないのが現状だと思います。高次脳機能障害者がある程度まで機能が回復できるためのリハビリテーションシステムの確立について、どのように考えておられるのかお聞きをいたします。

4点目に、現段階では高次脳機能障害者について、福祉作業所への受け入れをしていただけるものなのか。受け入れをしていただけないのなら、社会復帰のためにも福祉作業所に受け入れをしていただけないようにできないものか、御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号20番、カラーバリアフリーについてお伺いいたします。

カラーバリアフリー、いわゆる色覚バリアフリーについての対策についてお伺いいたします。このことは色覚に特性を持つ方々が、障害を感じることなく生活できるようにするということであります。

かつては色盲と言われたことがありましたが、一般的にこれら色盲と言われた方を色覚異常という言葉を使っていました。このような色覚異常について、呼称の便宜上、異常、障害などと一般的に表現されているものであります。高齢者の白内障などの後天的な場合を除けば、遺伝による先天的なものであり、病気や異常とか障害とかと区別して考えるべきだと言われております。また、その度合いも個人差が大きく、このため、人によっては色の見え方が少しずつ違うという意味で色覚特性と呼ぶべきだとの主張もあります。

このことから、色覚異常については障害、異常と言うべきものではなく、一人一人の個人の個性であり、色覚特性という言い方が正しいと考えます。私もここで色覚特性と表現させていただきますことを初めにお断りいたします。

色覚特性を持つ人は、平均として男性の約5%が持っていると言われております。特性としては赤や緑のまじった特定の範囲の色について差を感じにくいという特徴があります。また、女性でも平均として約0.2%が同様の色覚特性を持っているとのこと。小・中学校40人学級を当てはめれば、男子20人のうち1人おり、男女合わせて100人の講演会場には五、六人の色覚特性を持った人がいる計算となります。

色覚特性の症状が重い人の中には、運転中に目の前の信号が赤に変わったことに気づかず、交差点に進入し、危うく交通事故を起こしそうになったことなどを体験している方もおりました。また、ある人などは絵の具の調合ができず、何度やっても思ったとおりの色がつくれない。とうとう絵をかくことをやめたしまったとのこと。色覚特性の中には通常では考えられない色に見える人がおり、日常生活ではいろいろな色が使われていますが、実際には他人の目で何色に見えるのか、本人以外は厳密にはわかりません。例えば明るい緑とオレンジ色の区別がつかず、特に緑と黄色の区別がつきにくく、深い赤と黒の違いがわかりにくいようです。電気製品や携帯電話、ひげそり器なども充電する際、充電中は発光ダイオードのランプが赤くなっていて、完了すると緑に変わりますが、これもその変化がわかりにくいと言われております。

今現在、社会はカラー時代と言われておりますように、インターネットやコンピューターの急速な普及によって、ますます多様な色彩を活用する機会の多い今日において、特に各種印刷、出版物、広告、掲示物、ポスター、チラシのほか、インターネットのホームページなどもカラフルになってきております。

2000年12月に始まったBSデジタルデータ放送は、視聴者がクイズやアンケート番組に参加できる双方向性が売り物のようですが、色覚特性を持つ人には赤や緑、オレンジなどの色の差が見分けづらく、深い赤と黒の違いもわかりにくいようで、BSデジタルデータ放送で使うリモコンのボタンが赤と緑を含む4色であるため、色覚特性の人には判断しにくいとされ、業界も再検討を始めたようであります。色による情報を正確に理解するという観点からすれば、色覚特性者は健常者には理解できないほどハンディキャップを背負ったこととなります。色覚特性者にとっては、この情報が行き交う現代社会は、まさに受難の時代と言えます。

こうした中で、色で伝える情報などに対して、多くの色覚特性の方が抱える諸問題を克服するために、その対策の確立が望まれているところであります。不自由なく暮らせる社会が各方面から望まれております。このような現状を見ますと、色覚特性の方が我々のまさに身近な存在であるにもかかわらず、ほかのバリアフリー対策に比べて、一般市民の方のカラーバリアフリーに関しての意識や認識は、決して高いとは言えない状況にあるのではないかと思います。

以上のことを踏まえて、何点かお伺いいたします。

第1点目に、市役所のホームページや刊行物などの色に配慮した取り組みについてお聞きします。

一つには、市役所のホームページやパンフレット等の発刊物は、色に配慮したものとなっているのかどうか、現状についてどうなっているのかお聞きいたします。

二つ目には、もし取り組みがなされていなければ、今後の取り組みとして、カラーバリアフリーに配慮した役所の取り組みが必要ではないかと思いますが、今後の市としての具体的な取り組みをお聞きいたします。

三つ目には、今後の市役所の方針として、カラーバリアフリーに関する指針を作成することが必要と思いますが、このことについての考えをお聞きいたします。

四つ目には、公共性の高い民間機関においても積極的な取り組みと関係者との協力が必要と考えます。例えば、今後、県内においても地上波デジタル放送が本格的に始まり、双方向によるやりとりが拡大していくことを考えますと、ますますカラーバリアフリーに配慮した放送が必要になってくると考えます。それに金融業界においては、ATMのカラーバリアフリー化など身近な課題もあることから、積極的な取り組みが必要と考えます。そういう中であって、国に対する働きかけや業界への協力がぜひ必要であります。本市としては国への協力、業界への働きかけについて、どのように考えるのか、御見解をお伺いいたします。

2点目に、学校における色覚検査の廃止後の取り組みについてお聞きいたします。

一つには、平成15年より、学校における色覚特性の検査が差別やいじめなどにつながることから廃止されることになったと聞いておりますが、本市における色覚特性の実態について、どのように把握されているのかお聞きいたします。

二つには、学校において色覚特性の検査が、平成15年より廃止されることになったわけですが、一方で、検査の廃止に伴い、かえって教師や学校側から色覚特性の児童生徒に対しての意識が薄れることが懸念されるのではないかと思います。今後の取り組みについて、教師に対しての指導、そして児童生徒に対しての対応について、どのような対策を考えているのかお聞きいたします。

3点目には、カラーバリアフリーに配慮した教科書の普及についてお聞きいたします。

一つには、現在の教科書の選定に当たって、カラーバリアフリーに配慮した教科書の選定に努めるべきだと思いますが、現在の教科書の選定においてカラーバリアフリーが配慮されて選定されているのか。また、選定においてカラーバリアフリーに配慮されていなければ、今後どのように取り組んでいくのかお聞きいたします。

二つには、カラーバリアフリーに配慮した教科書の普及に当たって、国、教育委員会、教科書出版業界の協力が必要であると思います。委員会としても積極的に協力すべきであろうと思いますが、御所見をお伺いして、第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、自動体外式除細動器についてでございます。以下、自動体外式除細動器、AEDと略させていただきます。

これまでAEDの取り扱い、専門的な技能を持った医師、看護師、救急救命士に限られておりましたが、平成16年7月の厚生労働省の通知によりまして、心臓機能停止者に対して、救急隊員到着までの間に現場に居合わせた人が、速やかに除細動を行うことがより有効であるとの観点から、非医療従事者によるAEDの使用が認められることになりました。

この背景には、AEDの改良などが進み、機械が自動的に判断を下し、音声による指示をしてくれることから、非医療従事者、いわゆる救命の現場に居合わせた一般市民、一般住民も一定の条件のもとに、心臓に電気ショックを与えるAEDを使用することができるようになったことがあり、安全性も十分に実証されているところであります。

一定の条件とは、一つは、医師などを探す努力をしても見つからない。医師等による対応が困難な状態。それから二つには、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること。三つには、AED使用に必要な講習を受けていること。四つには、AEDが薬事法上の承認を得ていることの四つとなっております。

実際に、AEDを使用しての人命救助の実例としては、さっき話がございましたけれども、さきの愛知万博において、医大生の女性による操作と警備隊員の操作による事例などで実証されているところであります。

御質問の市役所、ハートフルセンター、体育館、文化会館などの多数の人が集まる公共施設へのAEDの設置についてでございますが、本市においては、現在のところ、AEDの設置はしておりませんが、国及び県においても、AEDの普及促進について積極的に取り組んでおるところであり、多数の住民が利用する公共施設や体育施設、学校等において普及を進めていくことが救急医療体制の充実強化につながるものと考えており、今後、県・郡医師会、消防本部等との連携を図りながら、AEDの設置に向け検討してまいりたいと思います。

次に、AED設置の際に、市職員を対象にAEDの講習会を開催し、インストラクターを養成してはどうかという御質問でございます。

これにつきましては、これまで西村山管内の1市4町の病院、それから医師会、歯科医師会、警察署、消防本部と県で、救急医療体制等の確立を図るため、西村山地方救急医療対策協議会を設置しておるわけでございます。その事業の一環として、救急救命士などによる救急講習会を管内数十回にわたり実施しておりまして、毎年1,000人を超える住民の参加をいただいております。講習機会は十分に確保されていると思っております。

その講習会でございますが、内容といたしましては、救急業務の理解と応急手当の普及促進を図るため、救急救命士を講師として、ダミーの人形を使用した心肺蘇生の実技体験と講義であり、講習の程度により、一般救急講習と普通救命講習を実施しているところでございます。

今年度の救急講習会では、AEDの講習テキストも購入しており、AEDの講習も抱き合わせて実施しているところでございます。なお、10月以降にAEDを使用した普通救命講習会は4回実施して、161名の参加があったようでございます。

平成17年度の寒河江市での実施状況としては、7月から9月までの3カ月間で一般救急講習を8回、普通救命講習を1回実施しております。一般救急講習として教師や生徒、保護者を対象とした講習会を小・中学校で4回実施しまして、延べ172名の参加がありました。ほかに、市の保育士20名の講習会1回を含めて4回、124名が参加している状況でございます。また、消防団などを対象としたレベルの高い普通救命講習を1回、30名の受講

者で実施しております。合計で市内9カ所において延べ326名参加して実施した状況になっております。

なお、消防本部では、今後においても救急講習の要請があれば、日程調整の上で実施することのようでありま  
す。ほかにも県においても、ことし6月に県の救急業務高度化推進協議会にAED普及専門部会を設置いたしま  
して、9月から講習会を始めております。また、日本赤十字社山形県支部においても、AEDの使用法を含めた  
講習会を実施しているようでございます。

いずれにいたしましても、今後、市職員としても、こうした講習会に積極的に参加して、配置後には全職員が  
対応できる体制をつくることも必要と考えており、そのことが一般市民の救命効果につながるものと思ってい  
ます。

次に、一般市民を対象とした講習会についてでございますが、市職員の取り扱いと同様に、現在実施してい  
るところの心肺蘇生の講習会やAEDの講習会、また12月5日号市報に掲載した県主催のAEDシンポジウムの情  
報提供など、さらに市報などを通じて普及・啓発を図ってまいりたいと思っております。

次に、高次脳機能障害者に対する支援のことについてのお尋ねがありましたので、申し上げます。

御案内のように、高次の脳機能とは、脳の中で記憶や言語など情報の認知や処理などについて高度で複雑な働  
きをつかさどることですが、御承知のように、交通事故や転落、脳血管障害等により脳が損傷を受けま  
すと、記憶の障害のほか、感情のコントロールができない、言葉が出にくい、道具が使えないなど、さまざま  
な症状が出てくる場合があるわけです。

つまりは、高次脳機能障害とは、近年の医療技術の進歩により一命を取りとめた後の後遺症として生じたもの  
が多いとされ、退院後も日常生活や社会生活への適応が著しく困難となる障害のことを言い、目に見えにくい障  
害であることが大きな特徴となっているとのことであります。先ほど御指摘のとおりでございます。

これら高次脳機能障害者は全国で約30万人、このうち、64歳未満の方が7万人と推定されているとの報告もあ  
りますが、実際にはどれだけの人数がいるのか明らかではないようでございます。しかも、身体障害者手帳や精  
神障害者保健福祉手帳を取得できる状態にある一部の方を除き、身体機能に支障がない多くの高次脳機能障害  
者にとっては、個々により障害の状態が違い、複雑多岐にわたっているということ、また、知的障害でもなく精神  
障害でもないため、必要な福祉サービスを受けることができない状況にあることは御案内のとおりございま  
す。

このため、国においては、平成13年8月から5年間、国立身体障害者リハビリテーションセンターを軸に全国1  
2の自治体にある医療福祉施設を対象にしまして、実態調査のほか、症例を集積しての医学的診断基準の作成、支  
援サービス等の構築などのために高次脳機能障害者支援モデル事業を実施しているとのことであります。

また、山形県においては、患者本人からの訴えがなかなか届いていない状況にあるため、来年度は、県内の脳  
神経外科、それから神経内科等の医師を通じて、患者からの相談事項はないか、具体的にどういう支援策を要望  
しているのかなどについてニーズの把握調査から検討していくとのことであります。

そこで、本市としましては、高次脳機能障害者の実態調査を行う考えはないかという御質問が出ましたが、国  
のモデル事業が今年度で終了いたしまして、国においては、5年間の事業成果を検証した上で具体的な支援方策  
を検討することになっており、また、県においても、ニーズ把握の調査結果に基づいて一定の検討内容が示され  
ると思われまますので、今後の国や県の動向を見きわめた上で本市としての対応を検討してまいります。

次に、福祉関係者を対象にした研修会を開催してはどうかという御質問でございます。

県においては、高次脳機能障害に対する理解を深めるために、精神保健福祉センターを活用して講演会や研修  
会を実施するほか、本人や家族会などに対する相談支援も検討していくとのことでありますので、当面は県主催  
の研修会などへの参加について、市報等により広く周知を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、退院後のリハビリテーションシステムと福祉作業所での受け入れ等についての御質問でございますが、

国や県においても高次脳機能障害の実態等が十分把握されていない現段階では、本市としては、国及び県の取り組みなどを踏まえながら、本市の対応を検討すべきものと考えているところであります。

次に、カラーバリアフリーについて申し上げます。

御指摘もありました御案内のとおり、色覚特性は多くの場合が先天性で、網膜に赤、緑、青の3色を感じる機能があり、そのうちどれかの機能が損なわれて起こると言われております。

日本人の場合、先ほども話ございましたように、男性の20人に1人、女性の500人に1人の割合で色覚特性を持った人がいると言われているようでございます。また、高齢による視力の衰えから、色合いの見分けが困難になる場合もあるようであります。色覚特性については個人差があり、また見えにくい色の組み合わせもさまざまあるようであります。また、赤と緑色の区別がつきにくい方が多くを占めているようであります。しかしながら、最近では、色覚特性と判別された方でも、知見の蓄積により大半は支障なく仕事や日常生活をすることが可能であり、また、身体障害者に該当しないなど、障害の範疇に入らないとする考え方が一般的となっているようであります。

市のホームページや発刊物などの色に配慮した取り組みについての質問がありましたが、現在、本市には、ホームページや発刊物の作成に当たっての配色の指針等はありませんが、ホームページの作成に当たっては、配色が過度にならないように使用する色の数を抑えたり、識別を必要とする操作を用いないなどの配慮をし、また、目の不自由な方のために、読み取りソフトを使えば音声で情報を受け取られることにもなっているところでございます。

広報誌につきましては、2色を使い作成しておりますが、比較的に見分けのつく青色を使い作成しているところであります。また、各課で作成するパンフレットなどの発刊物については、より多くの方々により見ていただくために、目につきやすい色を使用したり、注目していただきたい部分を色染めしているものでありますが、今後は、色遣いにも配慮していきたいと考えておるところでございます。

それから、カラーバリアフリーに関する指針についてでございますが、一般的に色覚特性の内容が人によって異なることや、十分に理解されていない部分などもあり、非常に難しい問題であると考えているところであります。最近ではカラーバリアフリーに関する情報が、インターネット上等で数多く見られるようになっておりますので、それらを参考にしてホームページや発刊物の作成に当たっていくこととし、指針の作成については、今後の課題とさせていただきますと思っております。

それから、国や業界への働きかけの御質問もございました。

技術の進歩に伴い、テレビやパソコンの画質や機能などが年々進歩しており、また、リモコンや画面操作等の使用しやすい製品が開発されてきております。最近では、さらに使用する方々への配慮もされた、色だけの表示ではなく、文字を併用したり、形を変えたり、大小の差をつける工夫を行うなどのユニバーサルな製品開発に注目されてきている今日でありますので、今後、そのようなバリアフリー化に対する取り組みがさまざまな方面で行われることを期待しているところでございます。

私からは以上です。

新宮征一議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 学校教育におけるカラーバリアフリーについてのお尋ねがありましたので、お答えいたします。

初めに、色覚検査廃止後の学校の現状と対策についてでございますが、これまで小学校4年生を対象にして実施しておりました色覚検査は、学校保健法施行規則の一部改定により、平成14年度に廃止が決まり、15年度から実施していないことは御案内のとおりでございます。

そのときの通知によりますと、色覚検査において異常と判断される者であっても、大半は支障なく学校生活を送ることが可能であることなどが廃止の理由として述べられております。

このことは、差別やいじめにつながるなどの懸念というよりは、むしろ該当者本人が自信を失ったり、誤った認識から将来の進路等に絶望感を持ったりすることのないよう、個別に、しかも的確に指導するように配慮されたものとしてとらえているところでございます。

したがって、一斉に色覚検査をすることはなくなりましたが、個々に応じて、保護者の要望や承諾を求め検査を実施したり、できるだけ学校医と相談したりするようお勧めしているところです。そして、本人や保護者が色覚異常について正しく理解して、学習や進路の面においても意欲をなくすことなく、自信を持って頑張れるよう支援をしているところであります。

さて、御質問にありました本市の色覚異常の頻度についてでありますけれども、現在の実数は、検査項目に入らなくなったために統計上は出ておりませんので、平成14年度段階の小学4年生以上の児童の実態を見ますと、男子が6.2%、女子が0.7%となっております。

これらの実態から、本市におきましても、色覚検査がなくなったから色覚異常の児童生徒について、教育上全く配慮の必要がなくなったということではございません。教職員は色覚異常について正しく理解し、適切な指導を行う必要があることは改めて言うまでもありません。

具体的な指導や配慮をすべきことにつきましては、平成15年5月に文部科学省から出された「色覚に関する指導の資料」に基づいて、各小・中学校で教職員の理解を深めるための研修会等を実施するとともに、教育活動上配慮していかなければならないことなどの共通理解に努め、例えば黒板にチョークで記入する際の色チョークの使い方や、色による強調だけでなく、下線や囲みをつけるなどの色以外の情報を加えることなどを配慮するよう心がけているところです。同様のことが、掲示物やコンピューターでの表現でも意識化され、教育活動全般で配慮されております。

また、市内の眼科医である学校医の方より、色覚障害の方も見やすい色調として開発されたダストレスeyeチョークという商品名のチョークの御紹介をいただき、各学校が実態に応じてそれを購入し、授業で使用しているところでございます。また、色覚バリアフリーというビデオも各学校に配付していただき、それを活用しながら研修を深め、具体的な配慮等を再認識して日常的に留意をしているところであります。

次に、カラーバリアフリーに配慮した教科書の普及について申し上げます。

最近、各教科書会社では、教科書や資料作成段階で、識別しにくい赤と緑の組み合わせは極力避けるなどの配慮を行って、だれにでも識別しやすい配色にしたり、最終的に専門家にもチェックを受けるなどの、色による学習上の支障が生じないように努めていると聞いております。

本市の小・中学校に採用しております教科書の10社のうち、7社は既にカラーバリアフリーに向けた取り組み

を行っておりまして、残り3社についても今後検討していくと、このように聞いているところです。

したがって、今後は、各学校で採用している教科書以外の学習補助資料集等につきましても、資料や写真が見やすく、また色による学習上の支障がないものを採用するよう指導してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

新宮征一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 先ほど私の質問といいますか、提案につきまして、真摯に受けとめていただきまして御検討をいただき、大変にありがとうございました。

それでは、2問目の方に入らせていただきますけれども、まず最初は、自動体外式除細動器、先ほど市長からもありましたが、以後、AEDということと呼ばせていただきますけれども、このAEDにつきましては、1問目でも申しあげましたように、心室細動、特にスポーツをしているときに非常に起こるといようなことでありまして、健康な方でも、資料によりますと、普通一般的にスポーツをしたり、あるいは歩いておって、9割近くの方がこの細動を起こすといような資料もありました。ですから、突然、いつ起こるかわからないといような疾病でありますけれども、山形県内でも1,000名を超える方が亡くなっているといような資料もございます。

それで、特に救急車でありますけれども、救急車の方も、実際に119番をして着くまで、先ほどは愛知万博の方で7分と言いましたが、大体6分から7分ぐらいかかると、平均かかるといような時間単位でございます。それからしますと、このAEDがいかに身近な場所に、いかに多くあるかというのが救命率を高めるためには大事な点ではないかなと思っているところです。特に学校とか、それから体育館等、今、いろいろな市の取り組みなどを見ますと、市で行うイベントに対しても、市の方でそのAEDを貸し出しをしているといようなことをやっている市町村もありまして、そういう意味ではそのAEDについては威力があると、心室細動について非常に威力があると。救命率が高まる機械だということがだんだん浸透しているのではないかなと思っております。

特に2004年の7月から、AEDが一般の方々でも使用できるいようなになったばかりでありますから、1年とちょっと経過している中で、まだまだ県内においてもAEDを設置する市町村とか、あるいは県の施設なども少ないいように見えておるわけでありまして、実際にはまだまだこれからの設置ではないかなと思っておりますが、その辺、県の動き、あるいは各市町村の設置の状況がわかっておりましたら、お知らせを願いたいと思っております。

特に、寒河江市内でもいろいろと施設の方に設置なつてまいりますが、最初はやっぱりこれは各市といしますか、行政できちとした形で最初に設置をして範を示すいことになるかと思ひますが、要するに、市内を見渡した場合に、多くの不特定多数の方々が集まってくるいような民間の施設もかなりございます。その民間の施設などに対しても、やはりこのAEDがあることによつて救命率が高まってくるいことはこれわかっているわけでありまして、その辺、民間の施設に対して行政として指導していような体制をとつてはいかなものかといことを考えているところです。

先ほど、西村山広域消防での講習会の話もございましたが、10月から、それぞれAED含めた普通救命講習、心肺蘇生法を含めた講習会をやられているいようございまして、161名受講されたい話をされておりました。これは消防団員とか、あるいは市・県職員を含んだ中に、その一般の施設の、大手スーパーといしますか、そういう方々の受講もあつたいように聞いておりますので、その辺からしますと、この民間でも、おいおいこのAEDについて設置を検討してくるいのではないかなと思ひますが、その辺、市として民間の施設に対してもAEDの設置について指導するいしますか、その辺の考え方がありましたら、お聞きをしたいと思ひます。

それから、高次脳機能障害者に対する支援でありますけれども、これは非常に難しいいといしますか、病的には、話を聞きますと、前々からあつたんだと。しかし、手を挙げる家族の方、手を挙げる患者さんがいないため

に、その声として届かなかったということが聞かれておりまして、病気も私が初めて知ったのがことしの7月でありました。これはある県、ある市で県と合体しながら実態調査をしたところがありましたけれども、4,000人ほどの方々がそれぞれ実態調査のリストに挙がってきたと。

調査の結果をしてみると、自分で意識している空間が半分意識がなくなるという状態、これを半側空間無視と診断されておりましたけれども、その辺のところとか、あるいは今見ているものが実際には色、形、名称等々がわからないという、この失認証といいますが、そういうふうな症状もあったと。それから実際には比較的古い記憶は保たれているんだけど、現在今やっている記憶がぼっとなくなるという、その記憶障害、それもあったと。実際には情緒行動に対しての障害、非常にパニックに陥るような症状もあったということで、いろんな症状、これ実態調査をしながら調べておられましたけれども、その際に、それぞれ家族の方々からの要望ということで、いろんな話も実態調査の際に聞いておりましたが、非常に精神障害とか、あるいは知的障害者にも該当しないんだと。そういうことから、どうしても救済してもらえないというような道があったということで、やっと国が動いたという話をしていたわけでありましてけれども、県もやっと動いたようではありますが、その実態調査が今後、明らかになってくるのではないかなと思っているところです。

特に、今現在そういう病気で、病気といいますが、障害で悩んでいる方がおられます。要するにリハビリ関係の問題で、今のところ、リハビリであるのが作業療法士、それから言語聴覚士、それから理学療法士というようなりハビリの専門分野があります。この高次脳機能障害者は、いずれのリハビリにも入ってこない。そして、要するに心理的な面のリハビリが必要だということで、その心理的な面のリハビリは、いずれのリハビリにも属さないということで、非常にこのリハビリ関係のシステムが今のところ明らかになってないというのがございます。

そして、これ一部既にそういう患者がおられますので、その実態はどうしているのかなと聞きますと、要するに言語聴覚士とか、あるいは作業療法士とか、そういう方が心理面の臨床心理士といいますが、その臨床心理士の資格を持った方がそれぞれそのリハビリに当たっていると。実際には作業療法士とか、あるいは言語聴覚士なども、それらの講習会等々を受講された方がそのリハビリに当たっているという病院などもございました。

そういう意味では、今のところ既にこういう障害を持っている方がいらっしゃいますので、やっぱり国の体制、今、平成15年までそれぞれ判断基準とか、あるいは支援プログラムというものを今組んで進んでいるわけでありましてけれども、16年、17年がモデルということで全国で数十カ所やられておりました。そういう中で、そういうふうな方々がもう既に存在するわけでありまして、その方に対して何らかの形でリハビリステーションシステムといいますが、そういうものに対応できるようなシステムづくりということなども大事なところではないかなと、このように思っておったところであります。

それから、バリアフリーでありますけれども、すみません。今のリハビリにつきまして、高次脳機能障害者のリハビリにつきまして、それぞれ寒河江市が抱えている寒河江病院などもあるわけでありまして、その辺の体制について、実際には高次脳機能障害者が患者としているのかどうかわかりませんが、これから来る可能性もあるということから、その辺の体制づくりということなども寒河江病院の方に必要ではないかなと思いますけれども、何か御所見があったらお聞きしたいと思います。

それから、ホームページ、カラーバリアフリーの取り組みでありますけれども、実際には、もう既に教育委員会の方では教科書なり、あるいは先生方が、カラーバリアフリーといいますが、色覚特性者に対して配慮した教育をやっているというわけでありまして、心強くしたわけでありましてけれども、平成15年から、14年で廃止になって、15年から新たにスタートしているということで、文部科学省の方からそれぞれ通達が来てやっ

ていらっしゃるという話をされておりました。

それで、実際にはこれ廃止になったと。要するに色覚検査が廃止になったということでありまして、廃止になったとしても、実際に寒河江の場合は6.2%、男性、女性で0.7%おられるということです。そして全国平均が男性5%、女性0.2ですから、全国平均からしますと寒河江の場合は若干多いかなと思いますが、そうした場合に、実際に検査がなくなった場合に、家族の方の申し出等々から検査ができるというような話がありました。が、実際に平成14年で廃止をして、15年から全然検査をやっていないわけでありまして、その後、例えば家族の方からとか、あるいは教育の相談の中で、この色覚特性といいますか、そういう方々の生徒をお持ちの保護者とか、あるいは生徒みずから御相談があるケースがあったのかどうか。あれば、何件くらいあったのか、どういう相談内容なのかお聞きをしたいと思います。

それから、ホームページを含めて発刊物等々についても、市の方では、色に配慮した、もう取り組みをやっていらっしゃるという話をしておられましたけれども、やっぱりこれはカラーバリアフリーについては、特に私たちではわからない部分、その部分が非常に色部分からあるということで、配慮したやり方、その辺、これからも続けていただくことを期待するところであります。

以上で2問終わります。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まずは、AEDでございますけれども、御指摘のように、非常に心肺の停止と、いわゆる心臓機能の病気でございますから、突然に来て、また、それを早急に対応しなければ、この回復というのは非常に難しいものだというのを、私も認識しておるわけでございますので、救急車を呼ぶまでの間、1分1秒を争うことに対して、このAEDが広く使われるようになればいいなと。あるいはそれをだれでも使用できるようになれば、非常に一命を取りとめることに大変なプラスになるだろうと、このように思っております。

市におきましては、赤十字社、あるいは山大の関係の方から何とか18年度から合わせて3台ぐらいお受けできるのじゃないかなと、今のところの見通しを持っておりますので、それらを含めて十分に活用できるような体制づくりをしてみたいと、このように思っております。

それから、民間の指導については、1問で申しあげましたように、やっぱり行政のみならず、民間も必要なわけでございますから、当然一体となって対処してみたいと思いますし、民間へのこういう設置につきましては、医師会等々に当たってお話を通じたいと、このような気持ちでいきたいと思っております。

それから、高次脳機能障害でございますけれども、おっしゃるように外から非常に見えにくいところの障害なわけございまして、対症療法もまた本当に端緒についたということが言えるものだろうと、このように思っております。

障害者手帳ももらっていないというようなことで、大変悩み苦しんでいらっしゃる方が多かろうと思いますが、こういうことに取り組み、対応につきましては、県内でも、こういう何といいますが、協会が出てくるようでございますし、市内におきましても、そういう状況を見守りながら、市としての対応というものを考えてみたいと、このように思っております。

私の方からは以上でございます。

新宮征一議長 健康福祉課長。

石川忠則健康福祉課長 A E Dの県内の設置状況について、お答え申しあげたいと思います。

自治体におけるA E Dの設置状況についてでございますけれども、県の施設としては総合公園、それから各総合支庁等で設置されております。県関係では11台というふうなことでございます。このデータにつきましては県の健康福祉部の資料によるものでございます。

それから、市町村関係でございますけれども、既に設置しているのは、山形市、市役所1台、同じく保健センター1台の計2台。酒田市につきましては、健康センター1台、それから屋内プール1台の2台。隣の天童市におきましては、市役所1台とスポーツセンターに2台の計3台と。東根市につきましては、市民体育館に1台。それから新庄市におきましては体育館に1台。それから隣の中山町におきましては健康福祉センターに1台というふうなことで、10台設置されているようでございます。

以上でございます。

平成17年12月第4回定例会

新宮征一議長 大谷教育委員長。

大谷昭男教育委員長 色覚検査を廃止した後の、いわばフォロー、あるいは相談というふうに申しましょうか、そういった実態についてのお尋ねというふうに理解しますので、担当課の方から答えさせます。

新宮征一議長 学校教育課長。

菊地宏哉学校教育課長 お答え申し上げます。

平成15年度から一斉検査はなくなりましたが、先ほど委員長が申されたとおり、個別に検査は必要に応じて行っているところです。ですが、教員の資料に基づく指導だけでは十分でないということで、校医との連携をこまめにしているところであります。

それで、平成16年度、ある校医さんのお話によりますと、その校医さんだけで10名ほどの相談があったというふうに聞いております。学校そのものに何件の相談があったかについては、残念ながら把握しておりませんが、そういう実態のようです。

中身につきましては、やはり進路に対する不安そのものが大半であったと聞いております。

なお、つけ加えておきますが、進路において色覚異常のために進めないという学部学科は、今はほとんどなくなつたということをおし添えておきます。

以上です。

新宮征一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 先ほどAEDで、それぞれ市長からも、民間につきましては医師会等々とそれぞれ協議をしなければという話がありました。それで、AEDにつきまして、やっぱりこれ民間施設の方に要するに多くの台数をセットするというのであれば、非常に厳しい財政難ではあるんですけども、市として、そのAEDの設置について助成といいますか、補助を出して、それぞれAEDについて、それぞれ市内の方に多くのAEDを配置・設置をするようなその取り組みということなども大事なところではないかなと思いますので、その辺もあわせて御検討方をお願いして、私の質問をこれで終わります。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

休 憩 午後2時56分

---

再 開 午後3時15分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 佐藤良一議員の質問

新宮征一議長 通告番号21番について、14番佐藤良一議員。

〔14番 佐藤良一議員 登壇〕

佐藤良一議員 一般質問通告にありませんが、寒河江市の最高責任者である佐藤誠六寒河江市長が、平成17年10月5日、全国市町村総務大臣表彰を授与されました。これまで連続6期目、21年になります。その実績が認められ、晴れの受賞、本当におめでとうございます。

これから佐藤市長には寒河江市発展のため、そして市民本位の市政を目指して頑張ってください。

佐藤良一も一市民として心から佐藤市長の総務大臣表彰授与、まことにおめでとうございます。

通告番号21番に対して質問いたします。

山形県市町村職員互助会は、佐藤良一が知っている限りでは昭和36年10月1日からのものであります。まさしく山形県初め県内の市町村と一緒に、我が寒河江市でも職員の冬時間が始まった年ではないでしょうか。

今回の質問に当たり、給料給付額や掛金に対し現在のと違う面もあると思われませんが、御了承くださるようお願い申し上げます。

山形県市町村互助会は、県内の市町村並びに一部事務組合の職員から構成されているものであります。そのもととなるものは職員の給料に対し掛金は初めは1000分の2負担でありました。現在は幾らになっているのでしょうか。

これに対し、行政側の市町村、一部事務組合では公費で負担しております。毎月の掛金基準となった会員の給料総額に1000分の5を負担しております。山形県市町村互助会に納めているわけでありまして。現在、どのようになっているかであります。

互助会における、会員に対し給付されるものは13事業があります。今議場にいる執行部のうち、農業委員会会長を除けば、市長初め助役、収入役、選挙管理委員会委員長、教育委員会委員長、教育長、監査委員、各課長は何らかの給付を受けているはずであります。一般の市民、市町村民が知ったならば、びっくりするはずであります。

今回の質問である山形県市町村互助会では、ことし3月31日付の新聞に、50歳以上の会員である職員5,000人に対し、1人2万円の現金を支給の計画との報道がありました。しかしながら、大阪職員におけるとんでもない厚遇問題が起き、山形県市町村互助会も現金の給付が中止になり、2万円の商品券に変わっているはずであります。昨年までは、職員が満50歳になると、さつき祝い金として1万円の支給が行われていたのです。何せ会員が約1万7,000人近くいると聞いておりますが、そうでありますか。

県内の民間企業や自営業、農業者から見れば、長い間不況で生活も大変であります。県内の市町村はどこも税収がかなり厳しいものがあります。しかしながら、市町村、一部事務組合の職員たちは、優遇されているのではないのでしょうか。佐藤良一が知っている限りでは、44年余りの間、1000分の5を公費として行政側が負担してきたのではないのでしょうか。保険の共済組合と互助会は一体的なものだと思われまして。ほとんどの市町村民は互助会そのものを知らないのではないのでしょうか。この際だから会員の公費支出をやめ、会員の掛金だけに改めてはどうかと思う次第であります。

さらに、事業13項目あると申しましたが、給付に対して質問いたします。

1番目、家族療養補助金であります。

公務員やサラリーマンも、国民健康保険のように自己負担が2割から3割に2003年4月から引き上げられております。会員は共済組合の保険があるのに互助会から一部負担しているのではないのでしょうか。家族療養費に係る療養に要する費用から当該家族療養費の額を控除した額を、国または地方公共団体の負担において療養、また

は療養費の支給を受けたときは、その受けた額に相当する額を控除した額を共済組合が支給しております。家族療養費附加金額を控除した額を家族療養補助金として支給するとありますが、間違いありませんか。

2番目、入院見舞金では、会員または被扶養者が病気または負傷により10日以上入院したときは、入院見舞金として1日に500円支給されます。支給日数は最高180日まであります。一般市民の大半は国民健康保険であります。入院見舞金などは出ますか、市長さん。

3番目、血液補助金であります。これまた被扶養者や会員が治療上必要とする輸血を購入したときは、血液補助金として100ミリリットル当たり700円を支給するとありますが、最高何ミリリットルまで輸血ができるのか。支給額は幾らまでですか。

4番目、介助補助金であります。会員または扶養者が病気、または負傷で入院したとき、付添い介助人を頼んだ場合、最高90日まで補助金が出ます。現在ではどの病院でも付添い介助人はいないのではないのでしょうか。会員だけが名前を変えて行っているかどうかもお聞きしたいわけでありませう。

5番目、差額ベッド補助金であります。会員並びに被扶養者が病気または負傷により入院したときは、療養上やむを得ない場合は個室に收容されたときとあるが、会員とその家族が希望すれば1日当たり1,500円が支給されるわけでありませう。最高90日で間違いありませんか。寒河江市立病院でいえば特別室に当たるのではないのでしょうか。幾ら互助会が必要と認めても、恵まれているような気もいたしませう。

6番目、結婚祝い金であります。会員が結婚したときは、結婚祝い金として2万円されます。再婚であれば1万円でありませう。1年以上会員であった者が脱会後6カ月以内であれば、結婚した場合でも支給されるとありますが、そうでありませうでしょうか。佐藤良一もいまだ独り身で本当にうらやましい限りでありませう。今、議場に在る課長の何人かにお話しましたが、前のことで思い出せないという課長が大半でありませう。そこで、課長を代表して庶務課長に返答いただければ幸いと思っております。職員同士で結婚すれば4万円でありませう。

7番目、入学・卒業祝い金であります。会員の子供が小学校から中学校へ入学したとき、もしくは中学校を卒業したとき、どちらか一つを選択し、1人5,000円支給されるとありますが、どうなんでしょうか。

8番目、さつき祝い金であります。質問の最初に申しましたが、会員が満50歳になったときにさつき祝い金として1万円が支給されて行われてきたわけでありませう。ことし3月に山形県職員互助会の総会では1人2万円の支給と決めたが、大阪市の市職員の厚遇問題が起き、2万円の現金支給が中止になり、今は健康増進の商品券に変わっているはずだ。寒河江市の職員に該当する職員は何名いるのでしょうか。

9番目、弔慰金であります。会員が死亡したときは配偶者が、または被扶養者が埋葬を行った場合、人に対して弔慰金を3万円支給することがうたわれております。

10番目、家族弔慰金であります。会員と生活する者で、親族が死亡したときは、1、配偶者3万円、一親等の親族2万円、3、二親等の親族1万円、4、その他の親族5万円でありませう。

9番目と10番目をまとめていきたいと思っております。会員家族が死亡しますと弔慰金が出ますが、一般市民が死亡したときは我が寒河江市長の弔電一つだけでありませう。市町村も負担してますとちょっと虚しさを感じるわけでありませう。市長はどのように思われますか。

11番目、災害見舞金であります。会員が地震、水害、火災、その他の異常災害により住居または家具に災害に遭うと、ランクづけがありまして、1、住居並びに家具が全部消失または流失した場合は10万円。2番目と3番目は、住居並びに家具の2分1以上被害に遭った場合は5万円。4番、5番、6番では、3分の1以上並びに床上浸水1メートル20センチ以上の被害に遭われた場合は3万円。7番目と8番目では、住居並びに家具に3分の1から2分の1、床上浸水30センチ以上、2万円。9と10番では、5分の1以内で住居並びに家具並びに床上浸水の被害に遭われますと1万円支給されます。何も互助会の会員だけが被害に遭うわけではありませう。一般の被害に遭われた人からも、余りにも恵まれているような気もいたしませう。

12番目、脱会餞別金であります。これは会員が1年以上の者が脱会したときは、1年につき2,000円、最高30

年を限度として支給されています。会員は当然退職金も支払われております。

13番目、育児休業手当であります。これは女子の教育職員、医療施設、社会施設に勤める看護師、保育士といった職業の女子であります。また一般市町村、一部事務組合の女子の職員にも該当いたします。育児休業に関する法律に基づかれて支給なされると思います。育児休業の認可を受けたときは育児休業手当として育児休業期間支給することとあるが、給料の月額に対して幾らなのか、期間はどうかであります。

以上、13の補助金の支給に対して質問してまいりましたが、今、議長を初め議員の方は、やはり公務員は恵まれていると思っているに違いありません。市長も元県職員でありますから、山形県職員互助会もあつたはずで。市長も県職員時代、補助金の支給を受けているのではないのでしょうか。山形縣市町村互助会は、市町村、一部事務組合員の職員の掛金と、それに対して行政側の市町村の負担金は、会員でもある職員の総額に1000分の5を公費から負担しているわけであります。この際だから互助会に対して公費の負担をやめ、職員だけの掛金にする互助会に改めるべきと思いますが、市長の考えはどうでありますか。

以上で第1問を終わりますが、今回の質問に当たり、現在の互助会のもつと違う面がありますが、御了承くださるようお願い申し上げます。

以上で第1問を終わりますが、市長の御理解ある答弁を期待して、以上で終わります。さきに庶務課長の指名をしましたが、個人情報保護条例もありますので、あつたか、もつたか、もらわないかだけでもお聞きすれば幸いです。以上で、質問、第1問終わります。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

この職員互助会でございますが、従業員が効率的に業務を行うためには、心身ともに良好な健康状態を保つ必要があることから、雇用主はさまざまな福利厚生事業を実施してあるわけでございます。地方自治体におきましても同様でございますが、効率的に公務を遂行するために職員の福利厚生事業を実施しなければならない旨、地方公務員法第42条に規定されているところでございます。

これを受けまして、御指摘のように、昭和36年に県内の市町村等が合同で山形県市町村職員互助会を組織することになりましたので、本市においても同年に寒河江市職員互助共済制度に関する条例を制定いたしまして、山形県市町村職員互助会の結成に参画したところでございます。

この互助会は、基本的には職員の相互扶助組織でありまして、就職から退職まで約40年の間には、本人や家族の病気など、さまざまなことが起こりますので、職員が掛金を出し合い、相互に扶助を行っているものでございます。

それから、互助会の給付内容についてでございますが、互助会の給付につきましては、山形県市町村職員互助会規約第25条に基づきまして、医療給付、それから福祉給付及び福利厚生の三つの事業が実施されております。具体的な内容を申し上げますと、医療給付事業では、職員とその扶養親族について医療費の自己負担分の一部、福祉給付事業では、入院見舞金、結婚祝い金、入学祝い金などが給付されておりますし、福利厚生事業では、妊産婦検診費用の助成などが行われておるわけでございます。

また、公費負担についてのお尋ねもございました。

雇用主である自治体は、職員間の相互扶助ということに着目し、福利厚生事業の一環として、職員互助共済制度にかかわるところの条例というものを制定しまして、公費負担を行ってきたところでございます。職員の掛金と自治体の負担金は1対1の割合でございます。

今後どうするかというような御質問もございました。

これは今申しあげましたように、県全体としての取り組みでございますし、また、県全体としての条例、そしてまた市の条例で制定されておるわけでございますので、いろいろ公費を出すことについての御指摘が現今あるわけでございますので、十分県全体としても議論がなされることだろうと、かように思っておるところでございますので、私も、ただいまの御意見も踏まえて、県の会議等におきましての議論に参画してまいりたいと思っております。

また、詳細につきましては、いろいろ助成制度といいますが、給付内容につきましては御質問がございましたが、これについての詳細につきましては、担当課長の方から答弁させていただきます。

以上です。

新宮征一議長 庶務課長。

那須義行庶務課長 それでは、お答え申し上げます。

佐藤議員の今おっしゃられた内容については、昭和57年当時の内容でありまして、現在のところは、10の項目について、先ほど市長から答弁申し上げましたとおり、いろいろな給付事業等を行っております。

具体的に申し上げますと、この掛金のまず割合については1000分の2.98ということで、これは職員も、それから自治体についても同じになっております。具体的には約 0.3%、給料月額 0.3%ですので、約1カ月 1,000円、1年間で1万 2,000円、ほぼ40年間勤めますので、その金額の合計が約50万円になります。それが職員が掛金として積み立てている分が約50万円になります。そのほかに公費負担として同じ額が自治体の方から出ますので、1人当たり約 100万円の原資が40年の間に積み上げられるような形になっております。

それで、給付内容については、今、制度が大分変わっておりますので、一つは、医療給付事業ですけれども、これは本人とその扶養親族につきまして、外来診療については 3,000円を超える部分について互助会から給付が出ます。それから入院については、長期の入院になりますと1月当たり1万 2,000円の額が給付されます。

それから、福祉給付事業としては全部で6項目ほどありまして、一つは入院見舞金です。これは一応入院期間について少し差がありますが、1万円から3万円までということで、60日以上の場合で3万円ということになっております。それから結婚祝い金については5万円であります。それから入学祝い金が、小学校に会員の子供が入学した場合には1万円出ます。それから弔慰金につきましては、一応会員本人が死亡というのは余りケースがありませんが、これについては死亡が20万円、それから配偶者の場合は10万円、それから今は一親等の親族ということで、自分の両親が子供ということになりますけれども、この場合については3万円になっております。それから災害の見舞金につきましては、これについてはその損害の度合いに応じまして2万円から20万円までとなっております。それから生涯生活充実支援事業として、先ほど50歳になった職員に対して、2万円相当の商品の中から選ぶような形で2万円程度というふうな形になっております。

それから、福利厚生事業としては、保養施設を利用した場合には1回、県内の直営の共済組合でやっているところと、契約のところがありますけれども、これについては1回につき1,000円の助成があります。それから最後に、妊産婦検診費用助成金として、会員、または被扶養者が母子手帳を受けた場合には2万円の助成がございます。

それで、一般的に考えてみますと、大体結婚して子供ができて、あと在職中に両親あたりが亡くなりまして、あとちょっと入院をしたりというようなところで、ずっと合計してまいりますと、結婚祝い金が5万円から始まりまして、ずっといきますと、大体普通の方で25万円から30万円程度の給付を受けております。ただこのほかに、特にこの制度は、先ほど市長が申し上げましたとおり、会員同士の互助組織、相互扶助組織ですので、そういうことでほかの分については、例えば災害、火事等で自宅を失った方とか、それから特に多いのが、今は医療費が3割負担ということで自己負担分が非常に高額になってきましたので、それに対する手だて等があります。そういうことから、先ほど佐藤議員の方から御指摘があった結婚祝い金とか入学祝い金とか、厚遇されているのではなくて、具体的には自分が掛けている掛金の一部が戻ってくるような形の制度であって、思いがけず重い病気を患ったとか、先ほどのように火事に遭ったというような、思いがけない不慮の事故とか、そういうものに対しては公費の部分が十分出てくるような、そういうふうな形の制度に今のところなっておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

あと、50歳の本年度の対象者については、寒河江市の場合は13名であります。

以上です。

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 やはり、互助会でありますからと話もありましたけれども、予算書そのものには職員共済組合並び互助会となっているのであります。一般市民から議員から見ても、どっちがどうなんだか、ちょっとわからない面が大分あるんじゃないかなと私なりに思っております。

共済組合の方は、一般で言えば国民健康保険と同じ保険制度でありますし、互助会というのは、先ほど市長初め庶務課長が申されたように、自分らで掛金しているんですよと言いますが、行政側も負担しているわけでありまして。私から見ると、一般市民でもありますし、市町村県民である人から見れば、一般の人から見れば、余りにも恵まれているような感じがしてならないわけでありまして。この際だから廃止してもらえば一番いいような感じがいたします。行政側も負担しているんですから、税の一部としてね、皆さんからいただいたのを。

1対1だと言いますが、できたときは行政側の方が持ち出しが余計だったわけでありまして。やはりそういうことを思えば、仮に災害で死亡したとき、入って市長さんの電報1本だけであります。職員の場合はどおんと来ますので、その辺がちょっと矛盾するなと私先ほども申しあげましたけれども、やはり一般市民から見ると、余りにも互助会で救われている面が大きいような感じがします。その辺は自分として強く申しあげたい所存でございます。

同じなのは医療費だけでありますけれども、2003年の4月から3割負担になったわけでありまして。それに対しても、なかなか公務員の方ばかりいろんな面で優遇されている。やはり市民に対してどのような言いわけをするのかどうかという問題もありますけれども、互助会というのはほとんど情報公開の行われてないところであります。

私も、9月の県議会の初日に行き初めて知ったわけでありまして、ほとんど情報公開というのは行われておりません。見てくださいと言うと、市町村長名はありますけれども、各自自治体の職員からのを全部消して、どこの職員代表かわからないような状態になっております。大体構成は10名対10名のような感じがいたしますけれども、市長も、何か市長会であったときならば当然、我が寒河江市からこういう議員からありましたけれども、どう考えるということも述べてもらいたいなと私はつくづく思っており、この問題を取り上げたわけでありまして。

先ほども、市長も県職員時代があったんだから、当然このうちの一つや二つぐらい恩恵受けてるんでないかなと申しあげましたけれども、個人のプライバシーの保護で言わなかったかどうか知りませんが、同じように庶務課長もそのように感じているわけでありまして、もらうときは黙って、質問されると何も答えないというのは、ちょっと矛盾じゃないかなと私佐藤良一つくづく思っているわけでありまして。

市長に、先ほど質問事項になかったけれども、おめでとうございますなんて言うのは佐藤良一ぐらいしかいないんですから、その辺を買ってぜひ聞いてもらいたいわけなんです。まして農業委員会の会長以外はほとんど該当しているんじゃないかなと。その辺を考えているわけでありまして。何かありましたら、市長、ぜひ山形県の各組合の自治会館にありますので、何かの機会あったならば、ぜひ取り上げてもらいたいなと。大体1対1のところを0.5にするか、この財政難のとき、職員らばかり優遇されてたんじゃない、一般市町村民が本当に大変であります。

その辺のことも考えながら、ぜひ2問目で、私はやりますよと、こういうことを申しあげますというのはさっき言ったけれども、実際どのときに、どの時点で申しあげるかお聞きしたいわけでありまして。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 これは、公務に携わる人だけじゃなくて、普通の会社におきまして、企業に従事している人の場合にはその従業員、公務の場合は職員ということになるわけでございますけれども、そういう職員が健康で働けるような状態と。

また、家族の協力も得なくちゃならないわけでございますから、家族ともども、何と申しますか、健康で働けるような状態をつくっておくというのが、これは望まれることございまして、そういう中でお祝い事があった場合にはみんな出し合ってお祝いしましょうと。悲しいことがあったときには、これに対して慰めてやろうとか、あるいは甲斐の気持ちを示そうという、いわゆる互助の精神というものは、私はこれは何も否定されるべきものではないし、世の常としてこれは当然のことだろうと、このように思っております、みんなで出し合ってやることは、それは何も云々されるべきものではなかろうと思っておりますけれども、やっぱり公費を出してまでそれをするかどうかということが問題になるんだろうと、このように思っております。

先ほども答弁申しあげましたように、機会を見つけて、県全体の問題でございますので、あるいは条例も制定してあることでございますので、その辺も踏まえて、これから対応しなくちゃならないと、かように思っております。

以上です。

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 やはり、寒河江市の首長さんでありますし、まず連続6期目、21年の実績が物を言うなと私つくづく感じているわけであります。

やはりこの問題は、大阪市職員の厚遇問題がなければ、とっくに4月に、3月の総会で決めて、4月に現金2万円ずつ支給なった可能性は十分あるんであります。今、商品券を2万円分を支給していると思うんですけども、何ら現金と変わらないはずであります。品物を自分で選んで購入するだけで、現金もらうといろんなもの使ったりするからそうなったんじゃないかなと思います。そうじゃなければ、とっくにもう2万円が支給なっていたはずであります。今までもらった方は、いいなあとつくづく思っているけれども、じゃ我々ら現職、職員は何するといんだというのを、ちょっと悩みの種じゃないかなと思います。

やはりこの辺のことを考えながら、一般市民のことも寒河江市民のためにも考えながら、掛金1対1ならば、0.5ぐらいに引き下げるとか、そのぐらいにしなければ、どこの自治体も市町村も税収が伸び悩んでおりますので、いろいろ考える余地があると思いますので、ぜひ、佐藤市長6期目21年目、もうじき22年目になるわけでありますので、その辺の決意のほどをもう一度聞ければ幸いです。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1問、2問で答弁したとおりでございます。こういう厳しい中での対応というものをどうするかというようなことを、十分これは考えていかなくならないことだろうと思っております。

以上でございます。

平成17年12月第4回定例会

散 会 午後3時52分

新宮征一議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。